





# うるま市 不法投棄防止推進計画







令和7年3月 うるま市 不法投棄対策室

# 目 次

第 1	章 計画の基本的考え方	
1	計画策定の背景と目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置付け	3
3	対象とする廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	- 計画の目指す姿	4
5	計画の期間と指標目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 2	2章 うるま市の地域特性	
1	位置・行政区	7
2	人口・世帯数の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	産業等の状況	
	(1) 産業構造	10
	(2) 各産業の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	土地利用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
5	一般廃棄物の排出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
第3	3章 不法投棄の現状と課題	
1	国・県における不法投棄の現状と取組	
	(1) 国内における不法投棄の現状	15
	(2) 国による不法投棄等に対する主な取組	16
	(3) 沖縄県における不法投棄の現状	17
	(4) 本県で実施している不法投棄防止関連施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2	本市における不法投棄の現状	
	(1) 不法投棄発生状況	21
	(2) 不法投棄監視等レベルについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(3) 不法投棄の回収状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(4) 不法投棄場所の環境について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3	不法投棄の数量推計について	
	(1) 数量 (体積) の推計について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(2) 数量 (重量) の推計について	26
	(3) 不法投棄種別地区別数量比較 ······	27
	(4) 監視レベル別不法投棄物数量比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28

(5) 地区ごと監視レベルごとの体積規模の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
4 令和 5 年度アンケート調査結果のまとめ	30
5 令和5年度聞き取り調査の結果まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(1) 地域 (区長) への聞き取り調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(2) 保健所・警察署への聞き取り調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
6 本市における不法投棄対策の現状	
(1) 不法投棄回収・処分状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
(2) 清掃活動・ごみ一斉回収、ボランティア袋の提供状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
(3) 看板・マグネットシート等の提供・配布状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(4) 監視カメラの設置状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
(5) 監視パトロールの実施状況	44
(6) うるま警察署・石川警察署との連携	44
	44
	45
7 本市における取組状況の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
第4章 取組の考え方と具体的取組	
1 取組の方向性	49
2 施策の体系	50
3 具体的取組	
(1) 適正処理の推進	
(2) 不法投棄の未然防止	
(3) 不法投棄の拡大防止	
4 回収撤去作業のロードマップ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
第5章 計画の推進体制	
1 計画推進の考え方	
2 各主体の役割	
3 推進体制及び進捗管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
資料編	
うるま市不法投棄防止推進計画策定業務 連絡協議会 名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74

コラム1:不法投棄は誰が片づける?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
コラム2:不法投棄物は一般廃棄物?それとも産業廃棄物?・・・・範疇に含まれない	2
コラム3:バーゼル条約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
コラム4:ナッジによる不法投棄・ポイ捨て防止・・・? (その1)	52
コラム5:ナッジによる不法投棄・ポイ捨て防止・・・? (その2)	53
コラム6:ナッジによる不法投棄・ポイ捨て防止・・・? (その3)	54
コラム7:廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
コラム8:家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)について(その1)・・・・・・・・	59
コラム9:家電リサイクル法について(その2)	61
コラム10:小型家電リサイクル法について(その1)	63
コラム11:小型家電リサイクル法について(その2)	64
コラム12:プラスチックごみ問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
コラム13:マイクロプラスチックについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
コラム14:空中にもあるマイクロプラスチック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68

# 第1章 計画の基本的考え方

# 1 計画策定の背景と目的

近年、地球的規模で環境保全に対する意識が高まりつつある中で、森や河川・海岸域、農地等に目を向けると不法に投棄された家具や家電製品、放置車両、タイヤやプラスチック系ごみなどが目につきます。これらの不法投棄物は、沖縄の優れた自然環境や景観、観光資源に影響を与えるだけでなく、化学物質やマイクロプラスチックなどによる生態系への影響も懸念される状況にあります。不法投棄は「犯罪」であり、法律により厳しく禁止されています。

このような中で、うるま市では不法投棄撲滅を目的として 2023 年 4 月に沖縄県では初の「不法投棄対策室」を設置するとともに、同年 5 月 30 日 (語呂合わせ:ごみゼロの日)に不法投棄撲滅宣言式を実施し、不法投棄撲滅に向けた取組みを一層推進していくこととし、本市の不法投棄の状況を把握するための調査も開始しました。

本計画は、昨年度の調査結果を踏まえ、不法投棄の削減・撲滅に向けて、今後も不法投棄に対する取組を切れ目なく継続し、より一層の効果を上げることを目的とします。

# 不法投棄に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)(昭和45年法律第137号) (定義)

第2条:この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

#### (事業者の責務)

第3条: 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第4条:市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

#### (清潔の保持等)

第5条:土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その 占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

#### (投棄禁止)

第16条:何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。



不法投棄とは、自身が処分すべきごみを許可なく捨てる違法行為です。また、自分の土地は清潔に 管理しなければなりません。 不法投棄は、未遂であっても罰せられます(廃棄物処理法第25条2項)。また、産業廃棄物の収集や 運搬を業として行うには、一定の許可を受ける必要があります(廃棄物処理法第7条1項、法14条1項 等)。これらの規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物の収集や運搬等を業として行っている者は、 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方を科せられます。

廃棄物処理法以外の法律に違反する可能性として、他人の所有する土地や建物に侵入した場合には、 住居侵入罪や建造物侵入罪に問われる可能性があります(刑法 130 条)。これらの罪が成立する場合に は、3年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

図表 1-1-1 不法投棄を行った場合の罰則 (廃棄物処理法による)

   個人が不法投棄を行った場合	最大 5 年の懲役または最大 1,000 万円の罰金、あ	第 25 条 1 項 14
個人が作法技業を打りた場合	るいはその両方が科せられる。	号
法人が不法投棄を行った場合	最大 3 億円の罰金が科せられる。	
個人事業主の従業者が不法投	古世子と見去1000 下四の窓合の場合した?	第 32 条第 1 号
棄を行った場合	事業主も最大 1,000 万円の罰金の対象となる。	
	・最大 3 年の懲役または最大 300 万円の罰金、あ	
廃棄物を不法投棄目的で収	るいはその両方に処せられる。	第 26 条第 6 号
集・運搬を行った場合	・この場合も法人に対いて最大 300 万円の罰金が	第 32 条第 2 号
	適応されることもある。	

#### 【コラム1:不法投棄は誰が片づける?】

廃棄物処理法第5条によると、ごみの投棄者が不明な場合、投棄された土地所有者が処分せざる を得ない場合があります。したがって、<u>自分の土地(公共用地も含めて)に不法投棄をさせない</u>こ とが肝要です。

#### 【コラム2:不法投棄物は一般廃棄物?それとも産業廃棄物?・・・・範疇に含まれない】

廃棄物は大きく分けて「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されますが、不法投棄は、廃棄物 の種類に関わらず、法律で禁止されているので、両カテゴリー(範疇)に含まれません。

□一般廃棄物:家庭から出るごみや、事業活動から出る一部のゴミです。

□産業廃棄物:事業活動から出る特定の廃棄物で、法律で指定されたものが該当されます。

#### 【コラム3:バーゼル条約】

一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制について、国際的な枠組み及び手続等を規定した 条約として、平成元(1989)年3月、スイスのバーゼルにて採択され、我が国では、平成4(1992) 年に制定・運用されていました。

令和 3 (2021) 年に「付属書」が改正され、廃棄物の対象にプラスチックごみを追加するとともに、条約の対象となるプラスチックの輸出には相手国の同意が必要となりました。

# 2 計画の位置付け

本計画は、本市における総合的計画である「第2次うるま市総合計画」の分野別計画の「うるま市環境基本計画」を上位計画とし、「うるま市一般廃棄物処理基本計画」と整合性をとって策定される計画です。なお、国連が目指す「持続可能な開発目標:SDGs」の目標を視野に入れた計画とします。

図表 1-2-1 計画の位置付け関係
第 2 次 うるま市総合計画
整合]
うるま市環境基本計画
うるま市一般廃棄物処理基本計画
【整合]
うるま市不法投棄防止推進計画

# 【SDGs について】

2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで 定められた、「持続可能な開発目標」であり、 国際社会共通の目標。17 のゴールに 169 の ターゲットから構成され、地球上の「誰一 人取り残されない」ことを誓っています。

SDGs は、発展途上国のみならず、先進国 自身が取り組む普遍的なものであり、日本 としても積極的に取り組んでいます。



#### <関連する目標>



将来廃棄物になる製品の 製造段階でリサイクルや 循環型社会の構築を目指 すとともに、適正な廃棄 の在り方も構築する。



海洋ごみや富栄養化を含む,特に陸上活動による 汚染など,あらゆる種類 の海洋汚染を防止し,大 幅に削減する。



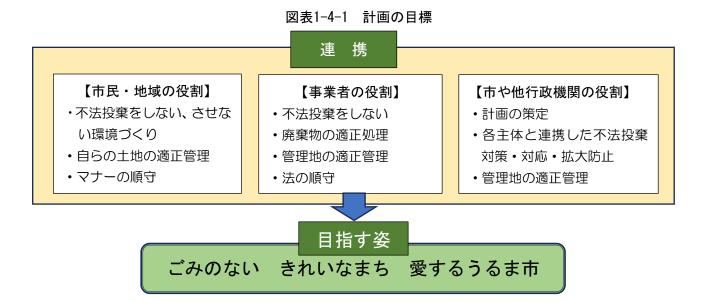
放置された廃棄物を回収・削減し、不法投棄をなくすことによって、陸上動植物の生態系への影響を低減化する。

# 3 対象とする廃棄物

本計画は、市内全域(公共有地、私有地を含む)における投棄者不明の「産業廃棄物」から「一般 廃棄物」までのあらゆる廃棄物の不法投棄を対象とします。

# 4 計画の目指す姿

計画が目指す目標は、市民・地域、事業者、市や他行政機関が相互に連携し、廃棄物を適正に処理することで「ごみのない きれいなまち 愛するうるま市」の実現を目指します。



# 5 計画の期間と指標目標

計画の開始年度を令和7年度とし、令和11年度までの5か年計画とします。

管理の目標指標は、「不法投棄発生場所(既存認知)件数の減少」と「特定地点の不法投棄事案の回収量」の両面で評価します。ただし、令和7年度以降、新たな投棄箇所は含みません。

指標に関しては、令和6年度の実績値を参考に設定しています。

# 指標① 令和6年度不法投棄確認地点(187地点) ↓ 令和11年度不法投棄確認地点(130地点以下):30%以上削減

# 指標② 不法投棄通報・認知件数に対する回収率…目標 70%

不法投棄回収件数 不法投棄通報·認知件数

=不法投棄回収率→目標 70%

(令和6年度現状)

回収件数(96件)

=…60%

通報・認知件数(160件)

#### ※回収が行えないもの(残り64件)に対しては下記の対応策を実施しています。

	回収が行えない場合の対応策							
	対応策	対応件数	対応率					
現地指導	不法投棄防止看板の提供・適正な管理・ 処分方法等	36 件	22%					
現地対策	警告文貼付や監視カメラや作動中看板設置	18 件	11%					
捜査依頼	現地に署員同行や警察署への個人情報や監視 カメラの画像提供	13 件	8%					
その他	現場で投棄物無・他課へ引継ぎ等	10 件	6%					
	合 計	77 件*	47%					

※同一案件に対し上記の対応策を複数実施したケースもあるため。

# 目標 不法投棄通報認知件数に対する対応策の継続的な実施

- 〇不法投棄防止看板・マグネットシート等の提供・配布
- 〇不法投棄現場確認・パトロール・回収・関連部署の調整
- 〇不法投棄に関する捜査依頼(うるま署・石川署)
- 〇不法投棄に関する連携依頼(自治会・商工会・観光物産協会・建設業者会等)
- ○監視カメラの設置・確認
- 〇ボランティア袋の提供



最終目標として上記対策を施しながら、監視カメラ活用や所管警察署と連携のもと「不法投棄は犯罪」という意識を市民へ周知する等、監視力の強化と啓発活動で不法 投棄撲滅を目指します。

# <参考>不法投棄対策室の対策・回収実績

# (令和5年度)

対策・回収		タイヤ	冷蔵庫	テレビ	洗濯機	エアコン	袋数	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	件数
对東"回収		本数	台数	台数	台数	台数	袋	kg	kg	kg	計数
	回収等	38	6	23	16	1	75	760	200	2,950	94
不法投棄等 対策	対策等	12	3	5	0	1					89
野焼き・放置車	両 対策	野焼き指導	長簿件数 3	7件	放置自動車等	全22台	撤去9台	対応中8台	調査中5台		22
ボランティア回収	不法投棄対策室	0	0	0	0	0	9,865	44,560	2,100	540	475
ハフンナイア回収	粗大回収班	0	0	0	0	0	1,272	5,280	490	690	44
合計		50	9	28	16	2	11,212	50,600	2,790	4,180	724

# (令和6年度)

対策・回収		タイヤ	冷蔵庫	テレビ	洗濯機	エアコン	袋数	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	地域
对果"回收		本数	台数	台数	台数	台数	袋	kg	kg	kg	件数
不法投棄等 対策	回収等	62	3	21	9	1	135	260	520	1,330	71
个法权某等 对束	対策等	11	3	11	0	0	24	40	340	930	182
野焼き・放置車	面 対策	-	-	-	-	-	-	0	0	90	56
#=\.= .= .= lin	不法投棄対策室	0	0	0	0	0	10,484	43,093	2,240	230	459
ボランティア回収	粗大回収班	0	0	0	0	0	45	230	0	0	2
合計		73	6	32	9	1	10,688	43,623	3,100	2,580	770

※令和6年度は3月14日時点

# 処分品目・処分数(民間事業者への処分)

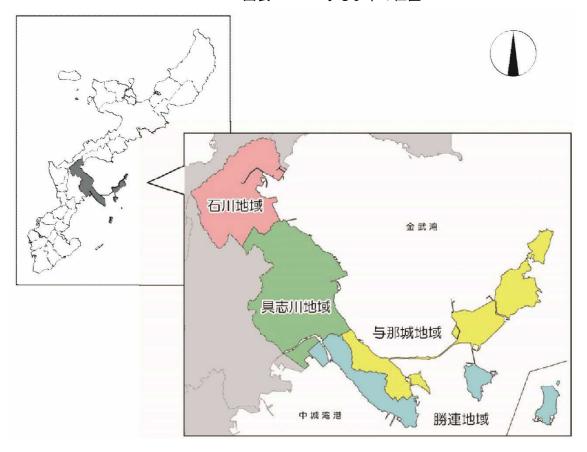
	タイヤ	冷蔵庫	テレビ	洗濯機	エアコン	7.0.1h
	(本)	(台)	(台)	(台)	(台)	その他
R5 実績	173	13	57	17	0	0
R6 実績	140	7	55	21	0	14

# 第2章 うるま市の地域特性

# 1 位置•行政区

# ①位置

うるま市は、沖縄本島中部の東海岸に位置しており、東に金武湾、南に中城湾の両湾に接しています。市域は北側に金武町と恩納村に接する石川地域、中央は沖縄市に接する具志川地域、南東側に広がる勝連半島の北方には与那城地域、南方は勝連地域となっています。うるま市の総面積は、8,702ha(国土地理院 令和5年)です。また、東方海上には8つの島々があります。



図表 2-1-1 うるま市の位置

# ②行政区

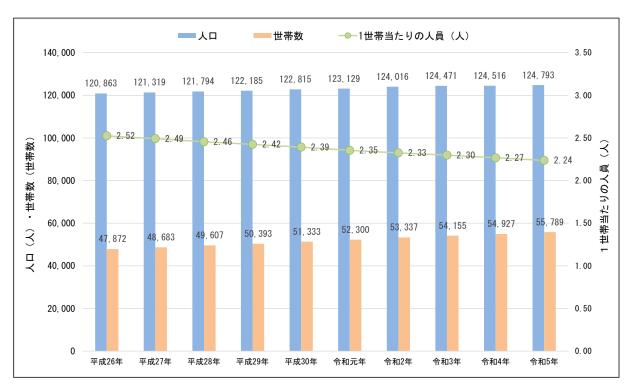
うるま市の行政区は、63の自治会から構成されています。

図表 2-1-2 うるま市の行政区(自治会)

番号	地域	行政区	番号	地域	行政区
1		具志川	31		曙区
2		田場区	32		南栄区
3		赤野区	33		城北区
4		宇堅	34		中央区
5		天願区	35		松島区
6		昆布	36		宮前区
7		栄野比	37	石	東山区
8		川崎	38	川 地	旭区
9		西原区	39	域	港区
10		安慶名区	40		伊波区
11		平良川	41		嘉手苅区
12		上平良川	42		山城
13		兼箇段区	43		石川前原区
14	具	米原区	44		東恩納区
15	志川	赤道区	45		美原区
16	地	江洲	46		南風原区
17	域	宮里	47		平安名区
18		喜仲	48	勝	内間区
19		上江洲	49	連 地	平敷屋区
20		大田区	50	域	津堅
21		川田区	51		浜区
22		塩屋区	52		比嘉区
23		豊原区	53		照間区
24		高江洲	54		与那城西原
25		前原	55		与那城
26		志林川区	56	F	饒辺
27		新赤道	57	与 那	屋慶名
28		みどり町一・二丁目	58	城	平安座
29		みどり町三・四丁目	59	地 域	桃原
30		みどり町五・六丁目	60	>\	上原
		うの自治会	61		宮城
(うる	ま市ホー	-ムページ)	62		池味
			63		伊計

# 2 人口・世帯数の状況

令和5年におけるうるま市の人口は124,793人、世帯数は55,789世帯となっています。世帯数は毎年増加していますが、1世帯当たりの人員が減少していることから、核家族化の進行が伺えます。



図表 2-2-1 うるま市の人口及び世帯数

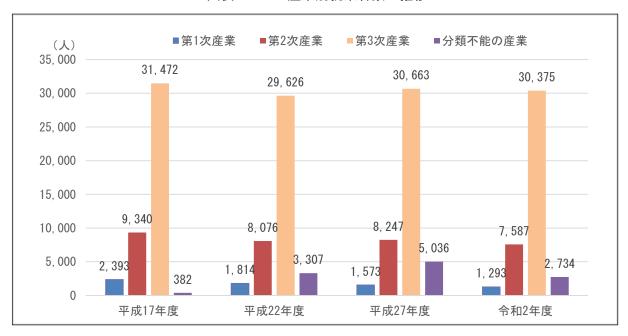




# 3 産業等の状況

# (1) 産業構造

うるま市の主な産業は、令和2年度において、第1次産業が1,293人(3.1%)、第2次産業が7,587人(18.1%)、第3次産業が30,375人(72.3%)、分類不能の産業が2,734人(6.5%)となり、産業別就業者数からみて、第3次産業を中心とする都市型の産業構造となっています。



図表 2-3-1 産業別就業者数の推移

※日本標準産業分類(平成14年3月改訂)の産業大分類により、第1次産業は、農業、林業、漁業、第2次産業は、鉱業、建設業、製造業、第3次産業は、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)としている。なお、分類不能の産業とは、産業分類上、いずれの項目にも分類しえない事業所が分類されている。これは主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

出典:平成17年~令和2年国勢調査(総務省統計局)

# (2) 各産業の現状

#### ア)農業

令和2年におけるうるま市の農業就業者数は1,068人で、総農家数は614戸です。経年変化をみると、農業就業者数及び農家数ともに減少傾向にあります。

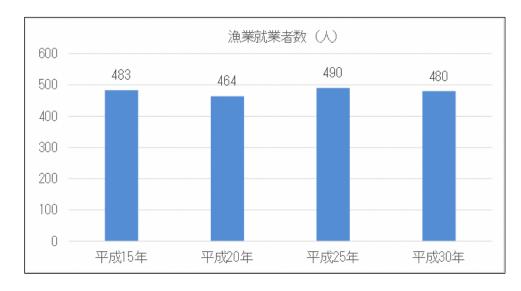
■販売農家(戸) 自給的農家(戸) ──農業就業者数(人) 1, 967 2,000 1,800 1, 485 1,600 1, 310 1,400 1, 068 1,200 1,000 800 600 969 774 400 775 659 565 200 374 319 295 0 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年

図表 2-3-2 農家数及び農業就業者数

出典:農業関係統計令和5年3月版(沖縄県農林水産部)

### イ)漁業

平成 15 年~平成 30 年におけるうるま市の漁業就業者数は、平成 25 年が最も多く 490 人であり、 平成 30 年は 480 人と横ばい傾向にあります。



図表 2-3-3 漁業就業者数

出典:漁業センサス(農林水産省)

### ウ)製造業

製造業の事業所数は、平成23年が196事業所と最も多く、令和元年は139事業所となっています。 従業者数は、平成23年と平成29年に大幅に増加しています。

製造品出荷額等は、平成 21 年の約 910 億円と最も高かったものの、平成 22 年には約 3 分の 1 程度に減少しています。また、平成 29 年から 500 億円以上で推移しています。

■ 事業所数 ■ 従業者数 → 製造品出荷額等 4, 000 1,000 910 3, 642 3, 515 900 3, 394 3, 500 € 3,000 2, 765 2, 658 2,692 2, 634 700 2, 565 2, 520 615 602 600 517 2, 075 2, 004 500 荷額 406 386 (所) 371 出品 354 400 333 1, 500 311 事業所数 300 1,000 200 500 100 180 196 122 131 126 136 128 131 139 144 139 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 令和元年

図表 2-3-4 製造業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等

出典:うるま市統計書 令和3年版(うるま市)

#### エ) 商業(卸売・小売業)

#### ①卸売業

卸売業の事業所数は、平成 11 年から平成 19 年までほぼ横ばいに推移していますが、平成 26 年に 大幅に減少しています。

従業者数は、平成16年で1,342人と最も多く、その後は減少しています。年間商品販売額は、概ね増加傾向にあり平成26年は322億円となっています。



図表 2-3-5 商業 (卸売業) の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

出典:うるま市統計書 令和3年版 (うるま市)

#### ②小売業

小売業の事業所数は、平成 11 年が 1,346 事業所と最も多く、平成 26 年に大幅に減少しています。 従業者数は、平成 14 年の 6,230 人が最も多く、その後平成 26 年に減少しています。

年間商品販売額では、平成19年の841億円が最も高くなっています。

■■事業所数 ■■従業者数 ----年間商品販売額 841 7.000 900 808 763 800 714 ≤ 6,000 700 Ê 数 5,000 563 600 變 500 麗 400 監 **⑥** 3,000 6, 230 6,026 6,059 5, 105 4, 770 300 極 2,000 1, 346 数 1, 298 1, 216 200 # 1.061 645 1,000 100 ሑ 0 0 平成11年 平成14年 平成16年 平成19年 平成26年

図表 2-3-5 商業 (小売業) の事業所数、従業者数及び年間商品販売額

出典:うるま市統計書 令和3年版 (うるま市)

# 4 土地利用の状況

うるま市の土地利用(地目)の状況は、宅地の割合が最も高く 24.1%、次いで農地の 23.7%、山林の 17.7%となっています。

用途地域外 市全域 用途地域 土地利用区分 面積(ha) 比率(%) 面積(ha) 比率(%) 面積(ha) 比率(%) 田 20.9 0.2 0.0 0.0 20.9 0.3 自 農 2041.8 23.5 187.6 9.0 1854.2 28.0 畑 然 地 計 2062. 7 23.7 187. 6 9.0 1875. 1 28.3 的 山林 1541.6 17.7 70. 7 3.4 1470.9 22.2 土 0.6 0.1 0.8 地 水面 55.0 2.4 52.6 利 その他の自然地 10.3 754.8 8.7 75. 1 3.6 679.7 用 4414.1 50.7 335.8 16.1 4078.3 61.6 小計 住宅用地 1130.5 13.0 653.6 31.4 476.9 7.2 393.6 4.5 99.8 4.8 293.8 4.4 宅 商業用地 4. 2 地 6.6 296.2 14.2 工業用地 573.2 277.0 自 50.4 15.8 計 2097. 3 24. 1 1049.6 1047.7 然 0.0 0.0 農林漁業施設用地 0.0 0.0 0.0 0.0 的 公益施設用地 341.3 3.9 173.0 8.3 168.3 2.5 土 9.3 291.9 14.0 519.7 7.9 道路用地 811.6 地 0.6 0.5 交通施設用地 53.7 18.8 0.9 34.9 利 その他公的施設 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 用 2.6 9.9 その他公的施設用地 706.2 8.1 53.1 653.1 その他空地 277.8 3.2 161.2 7.7 116.6 1.8 4287.9 49.3 1747. 6 83.9 2540.3 38.4 小計 2083. 4 100.0 合計 8702.0 100.0 6618.6 100.0

図表 2-4-1 地域別土地利用(地目)の状況

出典:都市計画基礎調査(平成28~平成30年度)

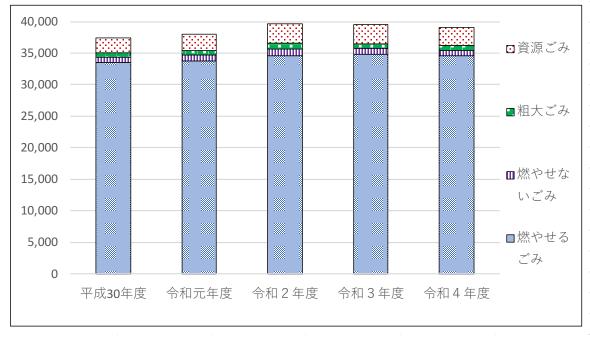
# 5 一般廃棄物の排出状況

本市の一般廃棄物の排出状況は、平成30年度から令和2年度にかけて増加しましたが、令和3年度 以降は減少に転じています。

図表 2-5-1 うるま市の一般廃棄物排出状況(単位:t)

年度	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	総排出量
平成30年度	33, 526	830	696	2, 412	37, 464
令和元年度	33, 814	904	717	2, 553	37, 988
令和2年度	34, 613	1, 089	899	3, 063	39, 664
令和3年度	34, 772	965	777	2, 973	39, 487
令和4年度	34, 545	888	793	2, 787	39, 013

資料出典:うるま市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し),うるま市,令和6年3月



出典:うるま市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し):令和6年3月

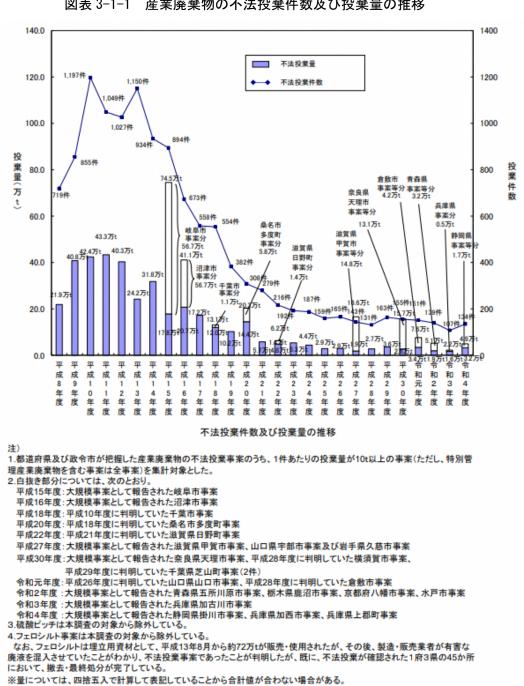
#### 第3章 不法投棄の現状と課題

#### 国・県における不法投棄の現状と取組 1

# (1) 国内における不法投棄の現状

国内における廃棄物の不法投棄件数及び投棄量は、平成10年頃がピークであり、平成13年度(家 電リサイクル法施行) 以降、急激に減少し、平成 25 年度辺りから緩やかに減少し、令和 3 年度で 107 件、3万7千tの投棄量です。

また、大規模な不法投棄事案も報告されており、悪質な事案が跡を絶たない状況にあります。

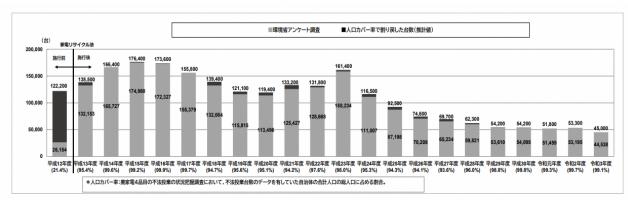


図表 3-1-1 産業廃棄物の不法投棄件数及び投棄量の推移

出典:環境省 令和4年度「全国不法投棄実態調査」

廃家電4品目(エアコン、テレビ(ブラウン管式及び液晶・プラズマ式)、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機)については、平成13年に特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が施行され、製造業者等によるリサイクルが進められています。

廃家電4品目の不法投棄状況を見ると、地上デジタルテレビ放送移行等に伴うテレビの買換需要が 影響を及ぼした平成23年度をピークに減少傾向にあり、平成29年度以降は、ピーク時の約3割にま で減少しています。



図表 3-1-2 全国における廃家電 4 品目の不法投棄台数

出典:環境省 令和5年度版「全国不法投棄実態調査」

# (2) 国による不法投棄等に対する主な取組

環境省においては、次の施策を中心に、国内の廃棄物不法投棄に対する取組を実施しています。

#### ア) 海ごみゼロウィーク

平成19年度から、不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定していましたが、令和2年度に、5月30日(ごみゼロの日)から6月8日(世界海洋デー)までを「海ごみゼロウィーク」(「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」が統合)として再設定し、都道府県等と連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、不法投棄等の監視活動を一斉に実施しています。

#### イ) 不法投棄事案に係る都道府県等の取組支援

産業廃棄物の実務等に精通した専門家を都道府県等に派遣し、不法投棄に係る事案への対応や取組 検討等について助言等の支援を行っています。

#### ウ) 電子マニフェストの利用促進

平成29年6月、廃棄物処理法の一部改正により、令和2年4月から、特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出する多量排出事業者へ電子マニフェストの使用を義務付けられました。

平成30年6月、令和4年度において電子マニフェスト普及率(利用割合)を70%とすることを達成目標とした「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定しています。

#### エ) 無許可の不用品回収業者等への対応

家庭等からの不用品を無許可で回収・処分する違法行為について、火災等による生活環境への影響発生を抑制するため、平成29年6月に廃棄物処理法の一部を改正し、有価物として取り扱われている使用済小型家電などの有害使用済機器の保管や処分を行おうとする者に対し、都道府県知事等への届出や保管・処分に関する基準の遵守等を義務付けました。

#### オ) 不法投棄ホットラインの運用

不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける「不法投棄ホットライン」を運用し、不法投棄の未然防止・拡大防止を目指しています。

#### カ) 廃プラスチックに対する取組

令和元年 5 月、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための方向性を取りまとめた「プラスチック資源循環戦略」、海洋プラスチックごみ対策に係る我が国の具体的対策を取りまとめた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」をそれぞれ策定しました。

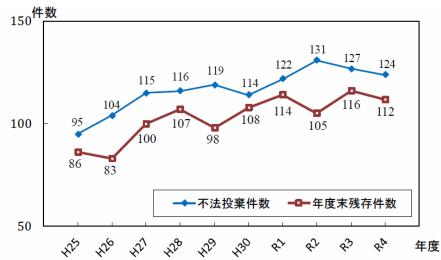
# (3) 沖縄県における不法投棄の現状

沖縄県では、毎年、市町村の協力のもと、県内の不法投棄事案について調査を行っています。調査対象事案は、市町村が把握している不法投棄事案のうち発覚時における不法投棄物の重量が1トン以上の不法投棄事案としています。10市6町11村から回答があり、うるま市も協力しています。

また、調査対象事案のうち、一部撤去により 1t 未満となっている場合も継続調査しており、全量撤去されるまで継続しています。

#### ア)不法投棄の件数の推移

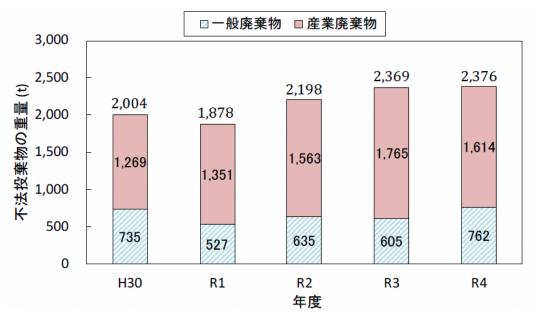
不法投棄件数及び年度末残存件数ともに増加傾向にありますが、近年は減少しており、令和4年度で不法投棄件数が124件、年度末残存件数が112件でした。



図表 3-1-3 沖縄県の不法投棄件数の推移

#### イ)不法投棄の総重量の推移

県内に不法投棄された廃棄物の総重量は増加傾向にあります。令和4年度の投棄廃棄物の総重量は2,376tであり、前年度の2,369tと比較して7t増加しており、過去5年間で最大となりました。

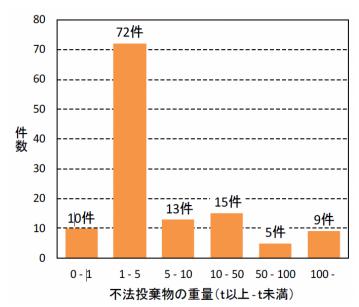


図表 3-1-4 沖縄県の不法投棄総重量の推移

# ウ) 不法投棄物の重量分布

124 件の不法投棄事案について、不法投 棄物の重量の度数分布では、主に 1t 以上 5t 未満の度数が最も多いです。

なお、令和 4 年度の 1 件当たりの平均重量は、19.16t となります。



図表 3-1-5 不法投棄廃棄物の重量の度数分布

#### 工) 不法投棄場所

不法投棄場所別の件数及び重量は、原野が 32 件 925t、森林・山林等が 39 件 229t、農用地が 21 件 556t、河川敷・海岸等が 8 件 16t、その他が 24 件 651t でした。

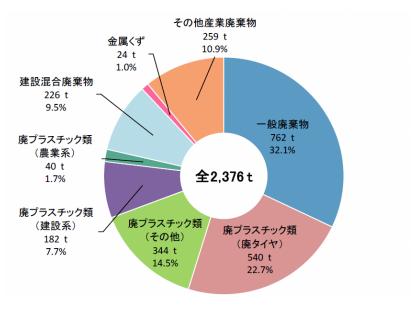
原野では1件あたりの重量が大きく、森林・山林等や河川敷・海岸等では小さい傾向にあります。

その他 原野 その他 24件 32件 651 t 19.4% 原野 25.8% 27.4% 河川敷·海岸等 925 t 河川敷•海岸等 38.9% 8件 全2.376 t 16 t 全124件 6.5% 0.7% 農用地 21件 農用地 森林·山林等 16.9% 森林·山林等 556 t 39件 229 t 23.4% 31.5% 9.6%

図表 3-1-6 不法投棄場所の内訳(左図:件数、右図:重量)

#### オ) 不法投棄物の種類の内訳

不法投棄物の総重量 2,376t のうち、一般廃棄物は 762t (32.1%)、産業廃棄物は 1,614t (67.9%) でありました。産業廃棄物の種類として、廃プラスチック類 (廃タイヤ) 540 t (22.7%)、廃プラスチック類 (その他) 344 t (14.5%)、廃プラスチック類 (建設系) 182 t (7.7%)、廃プラスチック類 (農業系) 40t (1.7%)、建設混合廃棄物 226t (9.5%)、金属くず 24t (1.0%)、その他産業廃棄物 259t (10.9%) が主な内訳となっています。



図表 3-1-7 不法投棄物の種類の内訳

また、不法投棄物の種類と投棄場所の関係については、河川敷・海岸等では一般廃棄物が、原野、森林・山林等、農用地及びその他(道路、墓地など)では産業廃棄物が多くを占めています。

図表 3-1-8 不法投棄物の種類と投棄場所の関係

廃	棄物		重類	投棄場所	原野	森林· 山林等	農用地	河川敷•海 岸等	その他	合計	全体重量に 対する割合 (%)
<b>—</b> #	投廃	棄物	勿		322	114	92	12	223	762	32.1
産ӭ	業廃	棄物	勿		603	115	464	3	428	1,614	67.9
		廃:	プラン	スチック類	569	5	340	0	191	1,106	46.5
				廃タイヤ	394	1	56	0	88	540	22.7
			内	その他	169	3	70	0	102	344	14.5
	内		訳	建設系	5	1	176	0	0	182	7.7
	訳			農業系	0	0	38	0	1	40	1.7
		建	没混	合廃棄物	0	0	10	0	216	226	9.5
		金月	属く	ず	14	1	0	0	9	24	1.0
		その	の他	産業廃棄物	21	109	114	3	13	259	10.9
	合計				925	229	556	16	651	2,376	100.0

※単位はトン(t)

#### カ)一般廃棄物と産業廃棄物

自由記述による一般廃棄物の内容については、多くの事案で「廃家電類」、「粗大ゴミ」、「家庭ごみ」 等が報告されています。加えて、複数種類の一般廃棄物が同一場所に不法投棄されている状況が多く 報告されています。

一方、不法投棄場所における一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況は、産業廃棄物のみの投棄が31件(25.0%)、一般廃棄物のみの投棄が71件(57.3%)、混在状態の投棄が21件(17.7%)となっています。

# (4) 本県で実施している不法投棄防止関連施策

- ①産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル法許可業者への監視指導等
- ②排出事業者に対する監視指導及び法令遵守の周知
- ③沖縄県 廃棄物不法処理防止連絡協議会の運営及び関係機関の連携による不法投棄防止に関する合 同パトロールの実施
- ④本庁環境整備課に警察本部より警部1名を配置(平成14年度~)
- ⑤沖縄県廃棄物監視指導員(警察官退職者)を保健所に配置(平成16年度~)
- ⑥市町村職員併任による産廃処理施設立入
- ⑦廃棄物不法処理防止ネットワーク会議を各保健所に設置(平成 18 年度~)
- ⑧産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する産業廃棄物処理に関する研修会の実施
- ⑨市町村産廃対策支援事業(市町村が行う監視カメラの設置、不法投棄防止看板設置等への補助金制度)(平成19年度~)
- ⑩沖縄県不法投棄原状回復促進事業(不法投棄の原状回復を行う事業に対する補助金制度)(平成 25 年度~)
- ①市町村等に対する不法投棄等監視カメラの貸し出し(令和2年度~)

# 2 本市における不法投棄の現状

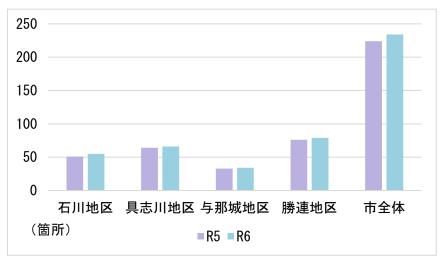
# (1) 不法投棄発生状況

令和5・6年度に実施した現地調査結果によると、本市の不法投棄発生件数は令和5年度調査で224 箇所、令和6年度調査で234箇所把握されました。ただし、既に回収されている地点(令和6年現在で)32箇所以上ありますが、要監視地点としてリストアップしています。

地域別では、勝連地区が最も多く、次いで具志川地区となっています。

図表 3-2-1 本市の不法投棄地点数

	地点	数
地区区分	R5調査	R6調査
石川地区	51	55
具志川地区	64	66
与那城地区	33	34
勝連地区	76	79
市全体	224	234





石川地区石川ドーム近く



与那城地区桃原地先



具志川地区兼箇段



勝連地区平安名

# (2) 不法投棄監視等レベルについて

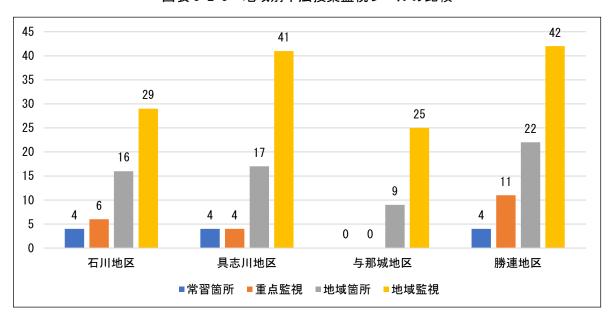
令和6年度は、今後の不法投棄対策回収計画の参考にするため、注意が必要と思われる地点(特定地点)について再度踏査し、量的把握を試みました。なお、量的把握を試みた特定地点は不法投棄監視等対応レベルとして図表3-2-2のように区分しました。なお、一部の地域監視地点においては再調査せず、量的把握は行いませんでした。

踏査時、新たな不法投棄箇所や令和5年度調査時に把握されなかった地点も追加し、最終的に不法 投棄箇所は234地点となりました。

レベル区分	条件等内容	個所数	%
① 常習箇所地点	市が常習箇所と判断している地点で、今後も常時監視が必要とさ	12	5. 1
① 市自固州地点	れる地点	12	J. 1
② 重点監視地点	ほぼ常時監視が必要とされる地点並びに重点的に監視すべき地	21	9.0
② 重点監視地点 	点(すでに回収済の地点も含む)	۷1	9.0
③ 注意箇所地点	年数回はパトロールによる監視が必要とされる地点(すでに回収	64	27 4
② 注息固別地点	済の地点も含む)	04	21.4
	住民パトロールを含めて定期的に監視し、住民・役所が協働して	107	58. 5
④ 地域監視地点	回収することが望ましい地点(すでに回収済の地点も含む)	137	38. 3
	合 計	234	100

図表 3-2-2 不法投棄監視等レベル区分と箇所数

地域別比較では、いずれの地域も地域監視地点が多いですが、重点監視地点は、勝連地区、石川地 区、具志川地区で多く、注意箇所も勝連地区、具志川地区、石川地区に多いです。



図表 3-2-3 地域別不法投棄監視レベルの比較

# (3) 不法投棄の回収状況

令和5年度把握された224地点のうち、24地点でほぼ回収されている状況であり、残存箇所は実質 的に 200 地点でした。令和 6 年度には新たな地点が加わり、234 地点が確認されましたが、令和 5・ 6年度で47地点は回収され、残存地点は187地点となります。ただし、回収された地点でも監視は 必要です。

監視レベル別では、常習箇所地点では回収がなく、重点監視地点では2か所、注意箇所地点では11 か所が、また、地域監視地点でも34か所で回収が進んでいます。

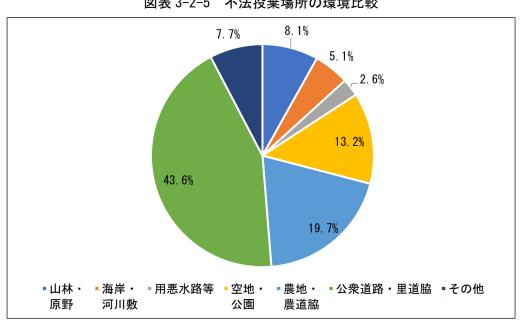
	地点	数	回収済	地点数	不法投棄	ミか所数 しんりょう	監視レベル別不法投棄回収状況				
地区区分	R5調査	R6調査	R5 調査時	R6 調査時	R5調査 終了時	R6調査 終了時	常習箇所 地点	重点監視 地点	注意箇所 地点	地域監視 地点	
石川地区	51	55	7	14	44	41	0	1	5	8	
具志川地区	64	66	12	22	52	44	0	0	6	16	
与那城地区	33	34	4	7	29	27	0	0	0	7	
勝連地区	76	79	1	4	75	75	0	1	0	3	
市全体	224	234	24	47	200	187	0	2	11	34	

図表 3-2-4 不法投棄箇所数と回収状況集計

# (4) 不法投棄場所の環境について

不法投棄は、一般的に車両で投棄物を運搬し投棄するケースがほとんどなので道脇(農道・公衆道・ 里道等)が多い(合わせて63.3%になる)。ただし、投棄場所が道路脇ではあるが、道脇のがけ下(ケ ンチブロック下)への投棄は「森林・原野」などに区分しました。道脇といえどもがけ下の森林など は回収が困難な場合が多い場所となります。海岸・河川敷や用悪水路内なども回収にはエネルギーが かかります。これらは合わせて15.8%を占めます。

地区別比較では、山林・原野は与那城地区(離島部)が最も多いですが、大規模ではありません。

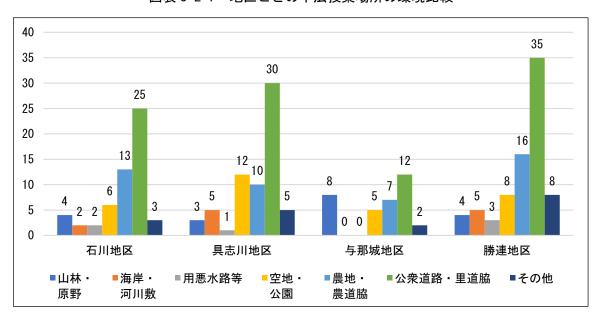


図表 3-2-5 不法投棄場所の環境比較

図表 3-2-6 監視レベル区分ごとの不法投棄場所の環境

監視レベル 区分	山林・原野	海岸• 河川敷	用悪水路 等	空地•公園	農地•	公衆道 路•里道 脇	その他	合計
常習箇所	4	1	0	0	1	4	2	12
重点監視	1	2	4	2	4	8	0	21
注意箇所	8	3	1	9	6	35	2	64
地域監視	6	6	1	20	35	55	14	137
合計	19	12	6	31	46	102	18	234
割合	8. 1%	5. 1%	2. 6%	13. 2%	19. 7%	43. 6%	7. 7%	100%

図表 3-2-7 地区ごとの不法投棄場所の環境比較



図表 3-2-8 道脇のがけ下 (ケンチブロック下) に投棄された冷蔵庫等 (前原・江洲)





# 3 不法投棄の数量推計について

# (1) 数量(体積)の推計について

不法投棄物の重量等の推計は、処理計画を設計するうえで重要な要素となりますが、直接測定することは困難です。そこで、目視でおよその体積(立法メートル:m³)の推計を試みました。

体積の推計については、令和5年度の調査で、投棄物をドローンによって空撮し、その画像から投棄物の体積を推計する方法を試みました。その結果と今回の目測による推計結果を同一地点で比較しました。

一年間に、同一地点でも新たな投棄や回収済などで若干の差は否めませんが、比較地点全体の誤差は 0.96 (R6 年度目視結果総計/令和 5 年度ドローンによる推計値) と近似しました。ただし、地点ごとの平均誤差率は 1.16 となり、今回の目視による推計が多い結果となりました。

図表 3-3-1 令和 5年度のドローンによる体積推計と令和 6年度の目測による体積推計結果の比較

地区	地点 番号	市管理番号	地点名・場所	A: ドロー ンによる 推定体積 (㎡)	B:R6目視 による推 計体積 (m³)	誤差率 (B/A)
石川	100-04	①-b	石川土地改良区 南水路沿線	-	回収済	-
石川	112-06 112-06	①-5a, 5b	石川高原線茶畑近く〈石川山城松原1561-42、- 49〉 上り、下り	7. 91	2. 0	0. 25
石川	100-07	①-11	石川多目的ドーム裏付近 〈石川前田原1339-4〉	47. 26	55. 0	1. 16
兼箇段	213-01 213-02	2-3a, 3b	JA葬祭場近く〈兼箇段後原96-4〉公衆用道路沿線	3. 71	10. 8	2. 91
前原	225-01	<b>2</b> -6	江洲付近〈江洲徳森原920-2〉 市道沿道	3. 19	2. 5	0. 78
具志川	201-02	<b>2</b> -8	具志川海岸付近〈具志川下敷原3378〉民有地	(4. 33) *1	回収済	_
南風原	401-01	<b>④</b> −1a	勝連南風原肝高橋付近〈勝連南風原多佐原760-7〉 用悪水路	6. 72	4. 3	0. 64
南風原	401-02	<b>4</b> -1b	勝連南風原肝高橋付近 〈用悪水路 橋横空き地・各人道橋奥〉	0.72	5. 3	-
南風原	401-05	<b>4</b> -2	勝連南風原バンジョウガニ海岸 〈勝連南風原樋川3399-1〉 南風原財産区 保安林	1. 45	3. 7	2. 55 -
平安名	402-03	<b>4</b> )-3	勝連平安名南風原より 〈勝連平安名嘉慶奈久4009-4〉用悪水路	12. 52	5. 2	0. 42
平安名	402-09 402-10	<b>4</b> -4	勝連平安名ワィトゥイ奥 〈勝連平安名比殿3683-3〉沿線 民有地	37. 3	26. 9	0. 72
平安名	402-11	<b>4</b> )−5a	勝連平安名回収箇所 〈勝連平安名比殿3676-1 勝連平安名比殿3508〉	0. 93	0. 9	0. 97
平安名	402-12	<b>4</b> -5b	勝連平安名回収箇所	U. <del>9</del> 3	回収済	_
州崎	400-01 <b>~</b> 04	-	中城湾港市道・南西防潮林沿線歩道沿い	_	(5. 5)	_
			合計	120. 99	116. 6	0. 96
			平均誤差率			1. 16

<sup>\*1:</sup>比較のため、ドローンによる合計推計に含まず。

# (2) 数量(重量)の推計について

重量の推計については、目測による全体の体積を推計した後、目視によって 14 種の投棄物種の体積組成割合等を配分推計し、これに、代表的単位重量を乗じて積算し、投棄物種ごとの重量の総和を積算しました。代表的単位重量は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターによる産業廃棄物の単位重量を参考に類似代表値(図表 3-3-2)としました。なお、単位重量は空隙率も考慮して設定されていますが、値は概要であり、結果は、あくまでも参考値として捉えなければなりません。

なお、重量を推計した 97 箇所の推計重量は 169.3t であり、1 か所当たり平均 1.75t となります。これは、令和 4 年度に実施された沖縄県調査(図表 4-1-3~4:41~42p、)では、124 箇所で 2,376t と積算され、1 か所当たりの平均が 18.6t となり、本市の 1 か所当たりの平均重量は少ない結果となりました。これは、本市の集計された投棄場所の規模が小さい地点も含んだためと推察されます。

図表 3-3-2 14 の投棄物種の区分と単位重量表

No.	投棄物種	項目例	t/m³
1	家電等製品	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、屋内外機含むエアコン、蛍光 管、その他の電化製品	1. 00
2	粗大家具等	水屋、棚・ラック等、椅子、ソファー、カーペット、マッ トレス、小規模家具等	0. 40
3	車両部品等	廃車両、バンパー等、チャイルドシート、バイク・自転 車、ホイール、その他の車両部品	0. 20
4	タイヤ等	大小にかかわらす(ホイール無しタイヤ、チューブなど	0. 20
5	汚泥家畜糞	家畜糞尿、ペット等死骸	1. 00
6	プラスチック類	バケツ、プラスチックかご、カバン、家電容器等の分解プラスチック、塩ビパイプ、ビニールホース、ビニールシート、発泡スチロール、その他のフラスチック類(破損含む)	0. 10
7	非木質建築廃材	ブロック・レンガ片、バラス、タイル破片、コンクリート 片等	1. 40
8	金属類等	廃金属類、破損金属機材(破片含む)、金属パイプ、ペール、一斗缶、空き缶類等	1. 10
9	木材・木質廃材	木材、木質建築廃材、ベニヤ板、破損家具の木質部分、束 ねた剪定枝等	0. 55
10	布団・衣類	布団・毛布、衣類、布類等	0. 12
11	紙・段ボール類	束ねた紙・雑誌類、段ボール箱、ダンボール類	0. 30
12	びん・ガラス・陶器等	びん、ガラス製品(破損含む)、陶器類(破損含む)	1. 00
13	一般廃棄物	袋に入ったごみ、ペットボトル、おむつ、たばこ吸い殻、 その他の可燃ごみ等	0. 30
14	その他	上記に含まれない物、薬品類等	0. 30

単位重量: (公財) 日本産業廃棄物処理振興センターの産廃における類似単位より推計

# (3) 不法投棄種別地区別数量比較

体積・重量を推測した不法投棄種ごとの比較では、体積は「家電等製品」と「プラスチック類」が 多く、次いで「粗大家具等」「一般廃棄物」「木材木質廃材」などが多いです。

図表 3-3-3 不法投棄種ごとの数量(体積・重量)の比較

左図:推計体積(単位:m³) 右図:推計重量(単位:t)





不法投棄種別の数量を地区別に比較した場合、体積、重量ともに勝連地区が多く、次いで具志川地区の順となりました。

図表 3-3-4 地区別不法投棄の数量比較

地区別推計体積 (m³)

-0 P // // E H / /				,											
地区区分	合計 (m <sup>3</sup> )	家電等 製品	粗大 家具等	車両部品 等	タイヤ等	汚泥 家畜糞	プラス チック類	非木質 建築 廃材	金属類等	木材 木質 廃材	布団 衣類	紙・段 ボール類	びん ガラス 陶器	一般廃棄物	その他
石川地区	115. 30	21.00	16. 45		4. 90		29. 00	1. 90	8. 10	14. 64	1. 50	3. 80	2. 21	11. 75	0. 05
具志川地区	61.85	20. 67	3. 52	0. 40	4. 09		15. 27	1. 00	1. 46	9. 16	1. 25	0. 70	0. 10	4. 23	
与那城地区	17. 60	3. 70	2. 10		2. 15		4. 10		1. 10	0. 75		0. 10	0. 70	2. 40	0. 50
勝連地区	122. 20	31. 20	15. 40	5. 25	4. 80	3. 00	27. 80	5. 30	4. 95	5. 30	0. 70	0. 80	2. 40	15. 30	
市全体	316. 95	76. 57	37. 47	5. 65	15. 94	3.00	76. 17	8. 20	15. 61	29. 85	3. 45	5. 40	5. 41	33. 68	0. 55

地区別推計重量 (t)

地区加胜可多	三里 (し/														
地区区分	合計 (t)	家電等 製品	粗大 家具等	車両部品 等	タイヤ等	汚泥 家畜糞	プラス チック類	非木質 建築 廃材	金属類等	木材 木質 廃材	布団 衣類	紙・段 ボール類	びん ガラス 陶器	一般 廃棄物	その他
石川地区	58. 15	21.00	6. 58		0. 98		2. 90	2. 66	8. 91	8. 05	0. 18	1. 14	2. 21	3. 53	0. 02
具志川地区	34. 28	20. 67	1. 41	0. 08	0. 82		1. 53	1. 40	1. 61	5. 04	0. 15	0. 21	0. 10	1. 27	
与那城地区	8. 60	3. 70	0. 84		0. 43		0. 41		1. 21	0. 41		0. 03	0. 70	0. 72	0. 15
勝連地区	68. 24	31. 20	6. 16	1. 05	0. 96	3. 00	2. 78	7. 42	5. 45	2. 92	0.08	0. 24	2. 40	4. 59	
市全体	169. 27	76. 57	14. 99	1. 13	3. 19	3.00	7. 62	11. 48	17. 17	16. 42	0. 41	1. 62	5. 41	10. 10	0. 17

# (4) 監視レベル別不法投棄物数量比較

監視レベル別に不法投棄物の数量を比較すると、体積では「注意箇所」が141.75 ㎡と多く、次いで「常習箇所」が131.80 ㎡となりました。1 か所当たりの体積及び重量は、圧倒的に「常習箇所」が高く、常習箇所は規模が大きい傾向が見られます。一方、「注意箇所」は、地点数は多いが、数量的には少ないと判定できます。

図表 3-3-5 監視レベルごとの数量比較

監視レベル別推計体積 (m³)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	, ,,,														
監視レベル	合計 (m <sup>3</sup> )	家電等 製品	粗大 家具等	車両部品 等	タイヤ等	汚泥 家畜糞	プラス チック類	非木質 建築 廃材	金属類等	木材 木質 廃材	布団 衣類	紙・段 ボール類	ぴん ガラス 陶器	一般 廃棄物	その他	か所当り 推計体積
常習箇所	131. 80	33. 60	19.00	4. 00	8. 00		23. 50	4. 70	8. 60	16. 00	1.80	3. 80	1.80	7. 00		10. 98
重点監視	43. 40	8. 55	3. 60	0. 10	2. 40	0. 50	11. 37	2. 50	2. 16	4. 16	0. 70	0. 50	1. 11	5. 75		2. 07
注意箇所	141. 75	34. 42	14. 87	1. 55	5. 54	2. 50	41.30	1. 00	4. 85	9. 69	0. 95	1. 10	2. 50	20. 93	0. 55	2. 21

#### 監視レベル別推計重量(t)

監視レベル	合計 (t)	家電等 製品	粗大 家具等	車両部品 等	タイヤ等	汚泥 家畜糞	プラス チック類	非木質 建築 廃材	金属類等	木材 木質 廃材	布団 衣類	紙・段 ボール類	ぴん ガラス 陶器	一般 廃棄物	その他	か所当り 推計重量
常習箇所	76. 05	33. 60	7. 60	0. 80	1. 60		2. 35	6. 58	9. 46	8. 80	0. 22	1. 14	1.80	2. 10		6. 34
重点監視	23. 36	8. 55	1. 44	0. 02	0. 48	0. 50	1. 14	3. 50	2. 38	2. 29	0.08	0. 15	1. 11	1. 73		1. 11
注意箇所	69. 87	34. 42	5. 95	0. 31	1. 11	2. 50	4. 13	1. 40	5. 34	5. 33	0. 11	0. 33	2. 50	6. 28	0. 17	1. 09

# (5) 地区ごと監視レベルごとの体積規模の比較

地区ごと監視レベル不法投棄地点の体積規模を図表 3-3-6 の通り 4 ランクに分けて集計しました。

図表 3-3-6 地区ごと監視レベルごとの数量比較

바므르스	監視		体積	規模		+8+# 7 00	ᄉᆗ	推計体積	推計重量
地区区分	レベル	5m³以上	1m³以上	1m³未満	回収済	規模不明	合計	合計(m³)	合計(t)
	常習箇所	2	2			-	4	82. 0	44. 0
	重点監視		1	4	1	-	6	3. 4	2. 3
石川地区	注意箇所	4	6	1	5	-	16	29. 9	11. 9
	地域監視	-	-	-	5	24	29	_	_
	合計	6	9	5	11	24	55	115. 3	58. 2
	常習箇所	3	1			_	4	18. 3	12. 9
	重点監視		2	2		-	4	6.0	2. 9
具志川地区	注意箇所	3	5	3	6	_	17	37. 6	18. 4
	地域監視	-	-	-	16	25	41	-	-
	合計	6	8	5	22	25	66	61. 9	34. 3
	常習箇所					_	0	0.0	0.0
	重点監視					_	0	0.0	0.0
与那城地区	注意箇所	2	5	2		-	9	17. 6	8. 6
	地域監視	-	-	-	7	18	25	-	-
	合計	2	5	2	7	18	34	17. 6	8. 6
	常習箇所	2	1	1		-	4	31. 5	19. 2
	重点監視	3	6	1	1	-	11	34. 0	18. 1
勝連地区	注意箇所	5	16	1		-	22	56. 7	31.0
	地域監視	_	_	-	3	39	42	_	_
	合計	10	23	3		39	79	122. 2	68. 2
	常習箇所	7	4	1		-	12	131.8	76. 0
	重点監視	3	9	7	2	-	21	43. 4	23. 4
市全体	注意箇所	14	32	7	11	-	64	141.8	69. 9
	地域監視	-	-	-	31	106	137	-	-
	合計	24	45	15	44	106	234	317. 0	169. 3

注意:地域監視地点での体積・重量は推計していないので、市全体の量ではない。

体積規模 5 m以上の大規模地点は勝連地区に多く、石川地区、具志川地区にも多いです。

個別地点で最も規模が大きい地点は、地点コード 100-07 の「石川多目的ドーム裏付近〈石川前田原 1339-4〉」と推計(55.0m³)され、次に地点コード 402-09,10 の「勝連平安名ワィトゥイ奥〈勝連平安 名比殿 3683-3〉沿線 民有地」(26.9m³)、3 位が地点コード 100-06 の「石川願寿ぬ森近く〈石川西山原 3067-84 里道〉」(25.0m³)、4 位に地点コード 202-01 の「ヌーリ川沿いの平良川増圧ポンプ場近く」(15.0m³)、5 位が地点コード 404-23 の「平敷屋―内間 道路からホワイトビーチ向け脇道 300m(入口)」(11.5m³)、6 位に地点コード 213-01,02 の「JA 葬祭場近く〈兼箇段後原 96-4〉公衆用道路沿線」(10.8m³)となります。いずれも回収作業は大掛かりになると推察されます。

図表 3-3-7 規模が大きい不法投棄場所の状況



100-07 石川多目的ドーム裏付近



402-09,10 勝連平安名ワイトゥイ奥



100-06 石川願寿ぬ森近く



202-01 ヌーリ川沿い平良川ポンプ場近く



404-23 平敷屋-内間のホワイトビーチ向け脇道



213-01,02 兼箇段後原の JA 葬祭場近く

# 4 令和5年度アンケート調査結果のまとめ

令和5年10月16日のうるま市自治会連絡会において、不法投棄に関するアンケート調査を実施しました。結果、63自治会中59の自治会から回答が得られ、回答率は93.7%でした。概要を以下に示します。

#### ①不法投棄の発生状況

8割以上の自治会(地域)で、不法投棄は発生している。

図表 3-4-1 不法投棄の頻度

あなたの自治会 (地区) に不法投棄がありますか。	具志川 地区	石川 地区	勝連 地区	与那城 地区	合計	割合
① よくある	10	4	5	7	26	44. 1%
② 時々ある	14	5	0	4	23	39.0%
③ ほとんどない	1	3	1	0	5	8. 5%
④ 確認していない	2	0	1	0	3	5. 1%
無回答		2			2	3. 4%
①+② 合計	24	9	5	11	49	83. 1%

#### ②不法投棄の放置状況

自治会で不法投棄を発見し、役所等に連絡した場合、2割程度は、概ね1か月以内に撤去されているが、1年以上放置される状況も3割以上ある。

図表 3-4-2 不法投棄の撤去状況

その不法投棄物はどのくらいで撤去・放置されていますか。	具志川 地区	石川 地区	勝連 地区	与那城 地区	合計	割合
① 概ね1か月以内に撤去される	6	2	0	3	11	22. 4%
② 概ね3か月以内に撤去される	2	1	1	0	4	8. 2%
③ 概ね半年以内に撤去される	7	1	0	1	9	18. 4%
④ 概ね1年以内に撤去される	1	2	0	2	5	10. 2%
⑤ 1年以上放置されている	7	3	3	4	17	34. 7%
// (割合)	29. 2%	33. 3%	60.0%	36.4%	34. 7%	_
⑥ わからない・確認していない	2				2	4. 1%
無回答			1	1	2	4. 1%

※「⑤の1年以上放置されている」については、地区ごとの比率を表示した。

#### ③不法投棄の対処方法

不法投棄の対処方法については、6割以上がすぐさま警察や役所に連絡しており、簡易な不法投棄物については、半数程度の地域で、地域活動・清掃活動時に撤去している。区長自らが撤去する地域もある。

図表 3-4-3 不法投棄の対処方法

不法投棄に関して確認された場合、どの ように対処していますか。	具志川 地区	石川 地区	勝連 地区	与那城 地区	合計	割合
① すぐさま、警察や市役所・保健所等に連絡している	16	4	2	10	32	65. 3%
② 簡便な不法投棄物については、定期的な地域の清掃活動で撤去している	11	3	5	5	24	49. 0%
③ 地域の清掃活動しているクラブ等に 処理を依頼している					0	0. 0%
④ 業者に処分を依頼している					0	0.0%
⑤ 何もしていない・放置している	2	2		1	5	10. 2%
⑥ その他	1	2	1	1	5	10. 2%
記載あり	2	2	1	1	6	12. 2%

#### ④不法投棄対応の実施状況

不法投棄への対応について、「看板を設置している」や「定期的な清掃活動・草刈りなどを実施している」が半数以上、「定期的な見廻り」や「市や警察への通報」が4割程度あり、「地権者へ知らせる」も2割程度あった。カメラ設置の要請も一定程度あった。

図表 3-4-4 不法投棄への対応

不法投棄のための対策を行っていますか。	具志川 地区	石川 地区	勝連 地区	与那城 地区	合計	割合
① 看板の設置	12	8	4	8	32	54. 2%
② カメラの設置	1	1	2		4	6. 8%
③ 見廻り	10	6	4	6	26	44. 1%
④ 定期的な清掃活動・草刈り	15	6	4	5	30	50. 8%
⑤ 市や警察への通報	15	2	3	5	25	42. 4%
⑥ 地権者へ知らせる	5	3	1	2	11	18.6%
⑦ 速やかな撤去作業	1	3		1	5	8. 5%
8 特に行っていない	5	4			9	15. 3%
9 その他	1				1	1. 7%
記載あり	1	1	1	1	4	6. 8%

#### ⑤不法投棄の低減策

不法投棄の低減策については、「監視カメラを設置する」が 50%以上、「強い罰則があることを周知する」が約半数、次いで「不法投棄禁止看板を多く提示する」が 4 割弱で、周知活動の必要性を提示している。また、「樹木の伐採」や「清掃活動」による監視ができるようにするも 2~3 割程度あった。その他、幼少期からの環境教育、モラルの意識向上や罰則強化、パトロールの強化などの意見もあった。ただし、昼間のパトロールはあまり意味がないとの意見もあった。

図表 3-4-5 不法投棄の削減方法

どのようにしたら不法投棄をなくすことができると思いますか。	具志川 地区	石川 地区	勝連 地区	与那城 地区	合計	割合
① 不法投棄禁止看板を多く掲示する	9	4	2	6	21	35. 6%
② 強い罰則があることを周知する	13	5	5	6	29	49. 2%
③ 監視カメラを設置する	11	7	6	8	32	54. 2%
④ 監視体制を強める	5	4	2	2	13	22.0%
⑤ 清掃活動を行う	6	3		2	11	18.6%
⑥ 外から見えるように樹木等を伐採す	9	6	1	3	19	32. 2%
⑦ 不法投棄に関する勉強会の実施等の	2	2	1	2	7	11. 9%
⑧ その他	1	1			2	3. 4%
記載あり	2	2	3		7	11. 9%

#### ⑥協力の程度

市が実施する不法投棄対策パトロールなどに対して、地域の協力については、「内容を見て協力可能」が 46%、「積極的に協力」が 35%を占めた。

また、監視カメラの設置やパトロール、不法投棄に関する勉強会などの普及啓発、清掃活動への協力の意見もあった。

図表 3-4-6 アンケートによる市の不法投棄活動への協力

今後、不法投棄防止のための一斉パトロール等、市と連携した不法投棄に協力いただけますか。また、市と連携して行いたい取組等ありますか。		石川 地区	勝連 地区	与那城 地区	合計	割合
① 積極的に協力可能	10	3	3	4	20	33.9%
② 内容を見て協力可能	12	7	3	5	27	45.8%
③ 協力するのは難しい					0	0.0%
④ その他	1	1	1	1	4	6.8%
無回答	3	3	1	1	8	13.6%
自由意見(記載あり)	3	2	2	2	9	15.3%

#### ⑦不法投棄の品目

不法投棄の品目については、市の実地調査の結果と類似し、家電製品で「冷蔵庫」「洗濯機」「エアコン」「テレビ」の家電リサイクル法に定めたれた4品目や粗大ごみの家具類(タンス・机・ベッド・ソファーなど)、一般廃棄物として収集できない「自動車の部品」「建築廃材」、また、家庭ごみである「燃やせるごみ」や「空き缶・ペットボトル」などであり、市の把握とほぼ同じであった。

図表 3-4-7 アンケートによる不法投棄物件の品目

区分	不法投棄の品目	具志川 地区	石川 地区	勝連 地 <b>区</b>	与那城 地 <b>区</b>	合計	割合
家電製品	① 冷蔵庫	6	3	2	4	15	25. 4%
	② 洗濯機	9	4	3	4	20	33. 9%
	③ エアコン	4	4	2	3	13	22.0%
	④ テレビ	8	4	4	4	20	33. 9%
	⑤ パソコン	6	1		2	9	15.3%
	⑥ その他			1		1	1. 7%
	記載あり			1		1	1. 7%
粗大ごみ	⑦ 家具類 (タンス・机・ベッド・ソファーなど)	6	4	2	6	18	30. 5%
	8 畳・カーペット類	3	2		1	6	10. 2%
	9 自転車	6	3			9	15. 3%
	<u> 日本</u>	2	U			2	3.4%
	記載あり	1				1	1. 7%
収集でき	① バイク	•		0	3	3	5. 1%
ないごみ	① 自動車の部品	8	5		3	20	33. 9%
	① 建設廃材	6	1	1	4	12	20. 3%
	④ 医療廃棄物				1	1	1. 7%
	① 漁具・農具	2		3	2	7	11. 9%
	16 その他			1		1	1. 7%
有害ごみ	① 蛍光灯・電球・乾電池等	2	2	2	2	8	13.6%
家庭ごみ	18 燃やせるごみ	7	3		3	14	23. 7%
	19 空き缶・ペットボトル	8	6	3	4	21	35. 6%
	② 衣類・布類	3	2	1	2	8	13.6%
	② 瓶類	2	3	2	1	8	13.6%
	② 古紙類	1	0	1	1	3	5.1%
	③ その他					0	0.0%

### 5 令和5年度聞き取り調査の結果まとめ

アンケート結果を基に、不法投棄場所や種類等について、公民館、保健所、警察署等に不法投棄地点や対策等について聞き取り調査を行った主な結果概要を整理しました。

### (1) 地域(区長等)への聞き取り調査

#### 【石川地区】

- ・放置自転車は、警察に連絡し、張り紙による勧告文を提示した結果、数日後撤去される。
- ・河川沿いの道路地点は、行政(中部土木事務所)に撤去を依頼しているが、実施されていない。
- ・引っ越しによる空家であり、残存した家具等があったが、近日、撤去されていた。
- ・海岸漂着ごみの収集は、ボランティアで実施されている。
- ・山城ダム横道路の洗濯機については、すでに(ダム管理事務所によって)片付けられている。
- ・投棄場所(個人の畑の入り口など)にロープを張っても壊される。

#### 【具志川地区】

- ・ 具志川ビーチに分散している。海岸フェンス沿い(区長不在により事務員の回答)
- ・ヌーリ川沿いの平良川増圧ポンプ場横の場所に冷蔵庫等が放置されているが、現在、橋が陥落し て通行できない。
- ・タバガー奥の路上に廃車が放置されていたが、先日回収された。赤野漁港にもある。
- ・沖縄電力発電所裏の地点に、時々投棄されている。
- ・天願川沿いの管理道路入口は、鍵付きの鎖で閉鎖しているが、固定用のトンブロックを動かして、 チェーンを緩めて車両で侵入し、投棄することもある。
- ・自治会で撤去し、公民館に保管している。
- ・私有地に不法に投棄されている。地主に連絡しても対応してくれない。
- ・適宜、市に連絡して、撤去・看板設置を行っている。

#### 【与那城地区】

- ・自治会長と現地確認。現在ボランティアで廃棄物を収集し、個人有地に保管、回収は役所に依頼 中である。
- ・以前はこの地域一体は、不法投棄が多発していたが、近年、一部開発が進み、幾分減少した。ただ し、畑を含めた草むらには古い廃棄物が残っている。
- ・県道 37 号線の空き地(屋慶名 1830-2 付近)は、時々投棄が確認されるが、(市に)連絡後、すぐ 撤去。藪地島、照間近くの投棄地点もある。
- ・海岸付近は(消防署北の)山手側道路沿いの南側林内である。
- ・平安座8080番地横の空き地に、瓦を積んである上にテレビが放置されている。
- ・西側の報告地点は家電白物(冷蔵庫・洗濯機等)が投棄されている。東側の海岸付近は漂着ごみが主である。
- ・宮城地区東の農地の農道沿いや空き地には、廃棄物が放置されている。
- ・泊グスク反対の農道には、産業廃棄物(土砂)がある。

- ・(宮城地区の)農道先にも、不法投棄が点在する。
- ・池味漁港の放棄物は、バイクが海中に放置されている。

#### 【勝連地区】

- ・市との情報交流が重要である。海岸ラインと、慰霊塔南の農道行止り地点に不法投棄が多い。
- ・勝連半島海岸通り沿いに、多くの投棄場所あり。カメラも設置されている。
- 漁港内に焼かれた船がある。
- ・きむたか橋付近の駐車場、遊水路内、及び連絡橋奥の地点、バンジョウガニ地点は、市とともに 撤去している。
- ・(海岸沿いは)、漂着物であるが、一部不法投棄も確認された。
- ・未報告の箇所に洗濯機、ロッカー、建材等が放棄されている箇所もあった。

### (2) 保健所・警察署への聞き取り調査

#### ①中部保健所

#### <原因>

・人目が届かない場所に多い。適正処理の意識が低い。

#### <状況>

- ・不法投棄されていたら早く撤去しないと、更なる不法投棄が追加されてしまう。
- ・通報があった場合、10~20分で現場確認に可能な限り迅速に伺う。
- ・不法投棄された人が判明した場合は、土地所有者に連絡を行う。
- 不法投棄者がわかれば不法投棄者に注意を行う。
- ・不法投棄物の中に会社名が記載されており、不法投棄者が判明する場合もある。

#### <対策>

- ・不法投棄の監視員を設置しており、現場のパトロールを行っている。人数は3名おり、その中で のうるま市担当は1人である。
- ・管轄地区はうるま市、宜野座村、金武町、恩納村の4つだが、うるま市が最も不法投棄が多い。
- ・不法投棄場所などが判明した場合、情報共有を職員に行い、迅速な対応ができるよう努めている。

#### <効果>

- ・パトロールをすることで不法投棄の未然防止効果があると考えている。
- ・(業者などの)ヤード内の不適切処理されている事例に関して、業者に聞き取り調査を行うことでも効果があると考えている。
- ・様々な取組みを行った結果、20年くらい前に比べ、不法投棄を未然に発見できるようになったと考えている。

#### <課題>

- ・廃棄物の処理は土地所有者の責任であるため、土地所有者の維持管理の徹底をしてもらう。土地 の管理の意識が低いことが問題である。
- ・廃棄物適正処理の知識が不足している。

・うるま市は夜灯りが少なく、不法投棄できる車が容易にアクセスできるところも多い。

#### <有効な対策>

- ・監視カメラの多数設置。
- 検挙事例を増やす。
- ・県内で不法投棄防止パトロールを行っていることをマスコミ等に周知してもらう。
- ・土地の境界線にテープを貼る等し、廃棄物を捨てられないようにする。

#### <今後の連携について>

- ・市町村が開催するパトロール、清掃活動など参加可能。
- ・情報共有ができれば可能。

#### くその他の要望>

- ・人目につきやすい看板など、うるま市の方でポスター、看板などを多く設定して欲しい。
- ・うるま市と連携した取組みを推し進めていきたい。
- ・今後、情報共有を行っていきたい。
- ・補助金等の情報も提供したい。

#### ②石川警察署

#### <管内の状況>

- ・管内では粗大ごみは、山沿いの人目につかない場所、管理されていない私有地が多い。
- ・不法投棄をする人は、不法投棄をしやすい場所をあらかじめ下見している(場所を通ったことがある又は把握している)場合が多い。
- ・ごみが捨てられていたため自分も捨てたという人がいた。
- ・うるま市のほかには恩納村が山などが多いため不法投棄が多い。
- ・家庭ごみの通報が一番多く、一般の人や不動産関連の業者からの通報が多い。
- ・アパートのごみ集積所に住民以外のごみ(冷蔵庫等の家電)が捨てられているとの通報も多い。

#### <原因>

- ・法律への意識が低い。
- ・他の人が捨てていると自分も捨てて良いと思ってしまう。
- ・家電や粗大ごみだと、捨てる際に費用がかかることや、手続きが面倒であること。
- ・軽トラック(軽バス)を保有又は準備でき、粗大ごみや家電ごみ等を容易に捨てることが可能な 環境にある人が多い。

#### <対応・対策・課題>

- ・防犯カメラで車両番号等を確認できた場合は、捜査している。
- ・不法投棄行為者が特定できない場合は、役所に連絡して土地の所有者に連絡するなどの対応をしている。
- ・通常のパトロールで発見された不法投棄箇所については、当日または後日、私服警察官が確認している。
- ・捨てられた場合すぐに対応しないとまた捨てられるため、早めの対応を心がけている。

・不法投棄の件数が多いため、全ての不法投棄を立件することは困難である。(悪質な場合は必ず検 挙しているが、再犯の可能性が低い場合、厳重注意をする場合もある。)

#### <有効な対策>

- ・県や国レベルのものと思われ、また法律の問題などで、実現は難しいと思うが、家電や大型のごみ (タンス、机など)は、購入の際に費用を徴収し、リサイクル業者のように電話1本で回収を 依頼できるようになれば、不法投棄が大分減るのではないかと考えられる。処分費用や手間がかかるやり方では、遵法精神の低いものは安易に捨ててしまう現状にある。
- ・不法投棄の対策として、ダミーでも良いのでカメラを多く、手の届かない場所に設置すること、 「監視カメラ作動中」と看板を設置すること。
- ・よく捨てられる箇所には本物のカメラを設置すること。また付近の防犯カメラ設置場所を把握し、 映像収集しやすい状況を作ることが重要であり、それがうまくいけば、不法投棄しそうな不審車 両についてもマークすることができる。
- ・過去に宮古島の不法投棄が問題となっていた頃、宮古島で多くのカメラを設置し、検挙数も多く 効果があったと感じている。

#### <今後の連携について、その他>

- ・市との連携は可能。一斉パトロール等を実施するだけでなく、同時に市民に周知を進めていく必要があると考える。
- ・うるま市で不法投棄対策室が設置されたのはありがたい。市と情報共有を行い連携していきたい。

### 6 本市における不法投棄対策の現状

本市は 2023 年 4 月に、これまで環境政策課で実施していた不法投棄対策について、更なる深化のために、沖縄県では初の「不法投棄対策室」を設置しました。同年 5 月 30 日 (ごみゼロの日) に不法投棄 撲滅宣言式を実施し、不法投棄撲滅に向けた取組みを一層推進することにします。



写真資料:沖縄タイムス

不法投棄対策室の主な業務を以下に示します。

### (1) 不法投棄回収, 処分状況

不法投棄対策室では、市内を適宜巡回し新たな不法投棄を確認した場合や、地域や市民から不法投棄通報があった場合は、現地を視察し、地番や土地所有者を確認し、土地所有者が判明した場合は土地所有者への通報(公有地にあっては担当課等)、状況により警察への連絡等を行っています。また、不法投棄物の回収が可能な場合は、適宜回収しています。その回数は月に 10 数件に及ぶことがあります。

令和5年度・6年度両年で回収された不法投棄物はタイヤが123本で最も多く、次いでテレビ類が60台、洗濯機が25台でした。これらの投棄物は、中部北環境施設組合(以下「北環」とする)では処理できないため、産業廃棄物処理事業者に処理を委託しています。

	<del>-</del>			不法	<b>长投棄回収品</b>	間	
不法投到 対策・		年度	タイヤ	冷蔵庫	テレビ	洗濯機	エアコン
为来·固状			本数	台数	台数	台数	台数
	回収等	R5	38	6	23	16	1
   不法投棄等 対策	凹収守	R6	62	3	21	9	1
个本技术等 对求	++ <i>!-!- !-!-</i>	R5	12	3	5	0	1
	対策等	R6	11	3	11	0	0
	R5	50	9	28	16	2	
合	R6	73	6	32	9	1	
R5 •	R5・R6両年合計				60	25	3

図表 3-6-1 不法投棄対策室の令和 5年~6年度の不法投棄物回収品目

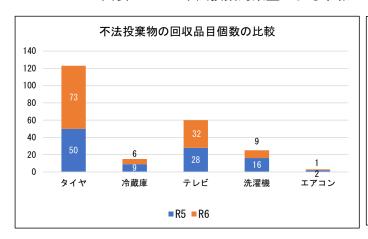
地域活動等によるボランティア袋の回収は不法投棄対策室、令和7年度より環境政策課が対応しています。その数は両年で21,900袋となっています。

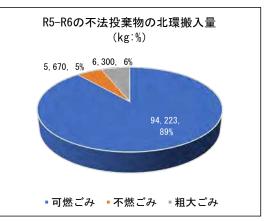
北環に搬入された可燃物、不燃物、粗大ごみは両年合計で 106,193kg となっており、うち、可燃ごみが 9 割近くを占めています。

不法投	<b>在</b> 分内		ボラン		北環排	股入量	,	地	域
イズ技術 対策・		年度	ティア	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	可·不·粗	件数	割合
717	L-14		袋数	kg	kg	kg	合計:kg	一一双	리ㅁ
	同心学	R5	75	760	200	2, 950	3, 910	94	13.0%
   不法投棄等 対策	回収等	R6	135	260	520	1, 330	2, 110	65	9. 1%
个本技术等 对束		R5	0	0	0	0	0	89	12. 3%
	対策等	R6	24	40	120	470	630	182	25. 4%
	•	R4					0		
野焼き・放	置車両対策	R5	-	0	0	0	0	22	3.0%
		R6	-	0	0	90	90	56	7. 8%
	不法投棄対策室	R5	9, 865	44, 560	2, 100	540	47, 200	475	65. 6%
ボランティア袋	个法技来对求主	R6	10, 484	43, 093	2, 240	230	45, 563	411	57. 4%
回収	   粗大回収班	R5	1, 272	5, 280	490	690	6, 460	44	6. 1%
	祖人回収班		45	230	0	0	230	2	0. 3%
A =1		R5	11, 212	50, 600	2, 790	4, 180	57, 570	724	100%
	合 計		10, 688	43, 623	2, 880	2, 120	48, 623	716	100%
R5 -	R5·R6両年合計				5, 670	6, 300	106, 193	1, 440	

図表 3-6-2 不法投棄対策室の令和 5年~6年度の不法投棄物回収集計

図表 3-6-3 不法投棄対策室による令和 5年~6年度の不法投棄物回収状況





図表 3-6-4 撤去作業状況





### (2) 清掃活動・ごみ一斉回収、ボランティア袋の提供状況

本市では、地域や子ども会、市民団体、事業者等に対し、海岸や地域などでのボランティア清掃活動を推奨しています。その際、希望によりボランティア袋を支給・配布しています。

支給枚数は、令和5年・6年両年で、3万7千枚を超え、参加延べ人数は2万2千人を超えています。

実施場所の件数では、海岸域が最も多く、次いで、自治会(地域清掃など)が多いですが、参加人数では地域自治会が最も多いです。道路や周辺地域での清掃活動も盛んとされます。

海岸域でのビーチクリーン活動などは学校単位や子ども会、環境市民団体による活動が中心になっていると推察されます。

ボランティア袋の回収は連絡あり次第、不法投棄対策室、令和7年度より環境政策課が対応しています。

図表 3-6-5 ボランティア袋の配布・支給状況と活動状況

ボラン 打	ァイフ 是供	ア袋	年度	海岸	周辺 地域	道路	自治会	団地	河川敷	漁港	公園	市有地	未定	合計
	件数	(4生)	R5	15	12	38	45	2	2		6		1	121
	IT <b>XX</b>	(IT)	R6	14	3	21	39		1		1	1		80
地区	枚数	(# <del>//</del> )	R5	657	170	1, 394	4, 770	40	20		380		50	7, 481
	化数	(1)	R6	505	250	736	4, 560		50		20	50		6, 171
	人数	( )	R5	392	107	644	4, 199	22	12		262		15	5, 653
	八奴	(人)	R6	259	103	295	4, 177		40		1	3		4, 878
	件数	( <b>/</b> /+ )	R5	28	9	29	19		6		5	1		97
	一致	(IT)	R6	30	3	19	24		5		1			82
石川	枚数	( <b>‡</b> / <sub>7</sub> )	R5	933	470	1, 468	1, 935		280		100	60		5, 246
地区	化数	(1)	R6	771	82	1, 135	2, 240		270		10			4, 508
	人数	(1)	R5	425	248	137	1, 284		99		25	3		2, 221
	八奴	(人)	R6	452	33	139	926		55		2			1, 607
	从米	( <b>/</b> # )	R5	22	5	5	1			3				36
	件数(件)	(1+)	R6	13	2	3	5			2				25
勝連	枚数(枚)	(+h-)	R5	1, 340	113	290	100			270				2, 113
地区		(水)	R6	493	8	180	440			70				1, 191
	人数	(1)	R5	585	24	227	50			105				991
	入致	(人)	R6	414	3	75	220			14				726
	件数	(#\)	R5	63	9	23	17		1	4	1	4		122
	1十致	( <del>1+</del> )	R6	62	6	13	16			2		2		101
与那城	枚数	(+4-)	R5	3, 053	305	1, 195	1, 550		10	162	50	60		6, 385
地区	仪奴	(水)	R6	2, 646	160	934	1, 450			300		130		5, 620
	L 米h	(1)	R5	2, 437	148	250	626		2	141	25	6		3, 635
	入致	(人)	R6	2, 072	173	79	610			180		50		3, 164
			R5	128	35	95	82	2	9	7	12	5	1	376
	件数	(件)	R6	119	14	56	84	0	6	4	2	3	0	288
			小計	247	49	151	166	2	15	11	14	8	1	664
			R5	5, 983	1, 058	4, 347	8, 355	40	310	432	530	120	50	21, 225
合 計	枚数	(枚)	R6	4, 415	500	2, 985	8, 690	0	320	370	30	180	0	17, 490
			小計	10, 398	1, 558	7, 332	17, 045	40	630	802	560	300	50	38, 715
			R5	3, 839	527	1, 258	6, 159	22	113	246	312	9	15	12, 500
人数(	(人)	R6	3, 197	312	588	5, 933	0	95	194	3	53	0	10, 375	
	人数(人		小計	7, 036	839	1, 846	12, 092	22	208	440	315	62	15	22, 875

※令和6年度実績は令和7年3月14日時点

図表 3-6-6 学校・地域ボランティアによるごみ収集活動状況例



勝連南風原地区のバンジョ ガニ海岸清掃 (R5.7.16)



ョ 市民グループによる州崎海 岸での清掃 (R5.8.13)



宮森小学校 4 年による川の調査 とごみの調査 (R5.11.2)







南原小学校児童によるバンジョガニ海岸清掃状況 (R6.11.25)

### (3) 看板・マグネットシート等の提供・配布状況

新たに確認された不法投棄場所や地域自治会などから希望があった場合は、状況に応じ、禁止・警告看板や張り紙、また、車両等においてはマグネットシート等を配布しています。

図表 3-6-7 看板配布・設置状況

実施先	看板の種類	令和5年度	令和6年度*	2年合計
	警告文(大看板)	75	75	150
市による	警告文(小看板)	29	5	34
看板設置	ポイ捨て禁止	15	10	25
	小計	119	90	209
	警告文(大看板)	15	5	20
自治会へ	警告文(小看板)	10	0	10
看板提供	ポイ捨て禁止	5	3	8
	小計	30	8	38
	合計	149	98	247

\*R7.3/14までの資料

図表 3-6-8 看板・貼紙各種















### (4) 監視カメラの設置状況

不法投棄常習箇所や不法投棄多発地点、不法投棄がされやすい箇所に監視カメラを設置し、定期的に映像の確認・バッテリー交換を行っています。監視カメラの設置は行為者を特定することを目的としています。

不法投棄監視カメラは、不法投棄防止に関して有効な手法ですが、盗難や恣意的破損も発生していることから、今後の対策が必要とされます。



図表 3-6-9 監視カメラ設置状況







### (5) 監視パトロールの実施状況

本市では、監視員(警察署 0B)、青色防犯パトロール隊によるパトロールを実施しており、不法投棄の早期発見・防止に努めています。

青色防犯パトロール隊は、不法投棄・通学防犯を目的に、継続・自主的なパトロールを行っていますが、不法投棄予防にも効果があると想定されます。

夜間パトロールは、令和 5 年度は 12 月から翌年 3 月までの間に計 6 回、令和 6 年度は 12 月 12 日  $\sim$  19 日の 4 日間連続で実施しました。

令和6年6月11日(火)には「ごみゼロの日(5月30日)のイベントとして、うるま市・中部保健所・警察(うるま署、石川署)沖縄県産業資源循環協会等関連団体・関連自治会による令和6年度不法投棄防止合同パトロールを実施しました。パトロールは石川地区と勝連・具志川地区の2班に分かれ、主な不法投棄箇所を視察しました。

図表 3-6-10 「ごみゼロの日」合同パトロール出発式と視察状況







### (6) うるま警察署・石川警察署との連携

不法投棄パトロールの実施・監視カメラの確認の際など、石川警察署及びうるま警察署と情報共有 し連携を図っています。不法投棄箇所を本市が確認した場合、石川警察署もしくはうるま警察署に連 絡を行い、現場検証や投棄者を捜索する等の依頼を行う場合もあります。投棄者を特定した場合、警 察署に投棄者を呼び事情聴取・厳重注意を、悪質の場合「送致」を行っています。通報があっても投 棄者を特定できない場合もあります。

沖縄県警察本部・刑事部刑事企画課作成の犯罪統計書によると、廃棄物処理法違反による検挙件数は令和4・5年度沖縄県全体で86件うち、うるま警察署2件、石川警察署3件でした。

### (7) 不法投棄防止チラシ・ポスターの作成

不法投棄防止のためのプロモーションビデオを作成し、 イベント等で放映しています。

事業者向けの廃棄物の適正処理の呼びかけ、不法投棄 の防止や違反した場合の法的状況・罰則、並びに監視状況 等を知らせるためのチラシを作成し、配布しました。

図表 3-6-11 プロモーションビデオ





図表 3-6-12 事業者向け不法投棄防止チラシ(両面)





### (8) その他の事項

#### 【生涯学習フェスティバルでの不法投棄防止の普及啓発】

市の生涯学習フェスティバル(令和7年2月1日~2日)において、不法投棄防止やごみの出し方などのチラシ・ポスターを展示し、普及啓発に努めました。







#### 【地域や子どもたちと不法投棄の視察と学習】

不法投棄防止対策の普及啓発には地域や子どもたちへの環境教育等も重要です。令和7年2月15日(土)に平敷屋公民館・きむたかこどもセンターの協力を得て、ワイトゥイ近く道沿いやタキノー公園南の道沿い並びにミーガチ海岸の里道沿いなどの不法投棄場所を視察した後、ビンゴゲームを取り入れた海岸ごみの収集を実施しました。

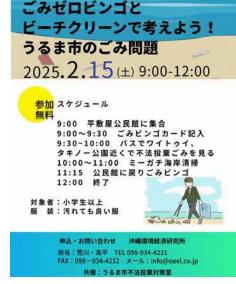
#### 図表 3-6-14 実施状況とチラシ



不法投棄の話



海ごみの話



みんなの住んでいる地元のごみ \ について一緒に考えてみよう!

募集チラシ



ごみ収集風景



収集されたごみ分別状況



まとめとお礼

### 7 本市における取組状況の課題

文献調査やアンケート・ヒアリング調査、現地調査から得られた課題や問題点の要因や対策を整理し、 次の章の取組みの参考とします。

#### ◆不法投棄の投棄者の特定が困難

**状況**:投棄物の処理・撤去の責任は投棄者にありますが、投棄者を特定することは困難です。

対応:地域を含めた監視を強化し、目撃した場合は警察等へ連絡するか、声掛け指摘します。ただし、 声掛けは状況によってはトラブルのもとになる可能性があるため、注意喚起(声掛け)のマニュアルや対応ルール等の作成を検討します。

#### ◆不法投棄を撤去するにも土地の所有者が不明で連絡が取れず撤去できない

**状況**:投棄者が特定できない場合、土地の所有者が撤去せざるを得ない場合がありますが、土地の所有者が不明・もしくは連絡が取れない場合があり、撤去ができない状況もあります。

対応:市役所や警察、法務局とも連携し、土地所有者の確認を深化するとともに、状況に応じて法に 基づいた代執行も検討します。

#### ◆適正に管理されていない雑木林や空地に不法投棄されている

状況: 適正に管理されず荒れている雑木林や空地には不法投棄しやすい状況があります (割れ窓理論)。

対応:地域等を含めた活動において、定期的に除草や枝払いを行い、管理している状況、地域づくりが実施されている点を認識されています。

#### ◆適正に管理されていない農地や空地があり、私有地の管理意識が低い

**状況**: 私有地に廃棄物等が放置されても撤去依頼や警察・役所等に連絡されない場合が多々あります。 土地所有者に喚起しても対応されない場合もあります。

対応:不法投棄されている土地所有者に対して、地域や役所から法律の説明や注意喚起を進めるとと もに、回収・撤去についても支援します。

#### ◆山地や農地、海岸林などにおいて夜灯かりがない場所が多い

状況: 不法投棄は、人目に付かない場所で夜間に行われるケースが多いです。

対応:監視カメラや看板などを設置し、夜間パトロールを強化します。

#### ◆うるま市は不法投棄箇所が234箇所(回収済み地点含む)と多い

**状況**: 現地踏査の結果、234 箇所の投棄地点が確認されました。これは沖縄県の調査と比較して高い密度です。その要因の一つに本市は、車両でアクセスしやすく人目につきにくい山林や農地、海岸、離島が多いことが挙げられます。

対応:監視カメラや看板・規制線の設置などで注意喚起するとともに、地域による監視、夜間パトロール (青色回転灯車含む) などを強化します。

#### ◆法律意識やモラルが低い方が一定数いる

**状況**:意識的に不法投棄する、あるいはポイ捨てする行為が確認されている一方、無意識に「ポイ捨て」がされる場合もあると想定されます。これらは「法律への意識やモラルの低下・欠如」に他なりません。

対応:児童・生徒など若年者世代から事業者まで幅広く法律の順守、環境意識の醸成を高める必要があります。したがって、世代や立場に応じた環境教育・環境意識を啓発できる人材の育成を推進する必要があります。

#### ◆看板を掲げても、その場所に不法投棄する状況も確認された

**状況**:レアなケースではありますが、不法投棄禁止の看板の前または少し離れた箇所に投棄する状況 も報告されました。

対応:地域や事業所で環境教育等を推進し、モラルの向上を図ると同時に、地域での見守りや注意喚起を進める必要があります。なお、注意喚起の手法においては、トラブル回避のマニュアルの作成も必要となります。

#### ◆不法投棄ごみがなかなか撤去されない、撤去する際に費用がかかる

**状況**:土地の所有者との調整や膨大な撤去費用がかかるため、不法投棄場所等において回収が実施されない場所も多いです。

対応:撤去費用に対する補助金等の検討や優先順位を検討した回収ロードマップを作成し回収・撤去 作業を推進します。

### ◆不法投棄の回収は、適宜進行している

**状況**:新たな不法投棄場所も増加していますが、適宜、回収された地点も年々増加しています。近年は新たな箇所の増加よりも回収された地点数が多く、不法投棄物がほとんどない地点が増えつつあります。なお、不法投棄地点数としては、回収された地点も監視対象地点として残存させております。

対応:今後とも回収地点数の増加を目指し、再発の防止や新たな地点の発生抑制に努めます。

# 第4章 取組の考え方と具体的取組

### 1 取組の方向性

不法投棄の減少・除去について、現状把握調査(文献調査、アンケート、ヒアリング、現地調査等) を考慮したうえで、不法投棄対策の方針について次の3つの方向性を設定します。

#### ①適正処理の推進

不法投棄防止対策の第1は、適正な廃棄物処理の普及啓発です。環境保全意識・モラルの向上はも ちろん、市民、事業者ともに廃棄物の適正処理の流れを徹底する必要があります。

#### 【取組の方法性】

- □不法投棄防止意識の醸成
- □不法投棄場所の情報収集等

#### ②不法投棄の未然防止

第2は不法投棄をさせない(しない)不法投棄を未然に防止することです。これには、看板等による啓発、監視カメラの設置による投棄抑制、パトロールによる監視体制の強化が挙げられます。同時に、環境整備や清掃活動等により不法投棄を控えたくなるような(起こさせない)取組も肝要であるとされます。

#### 【取組の方法性】

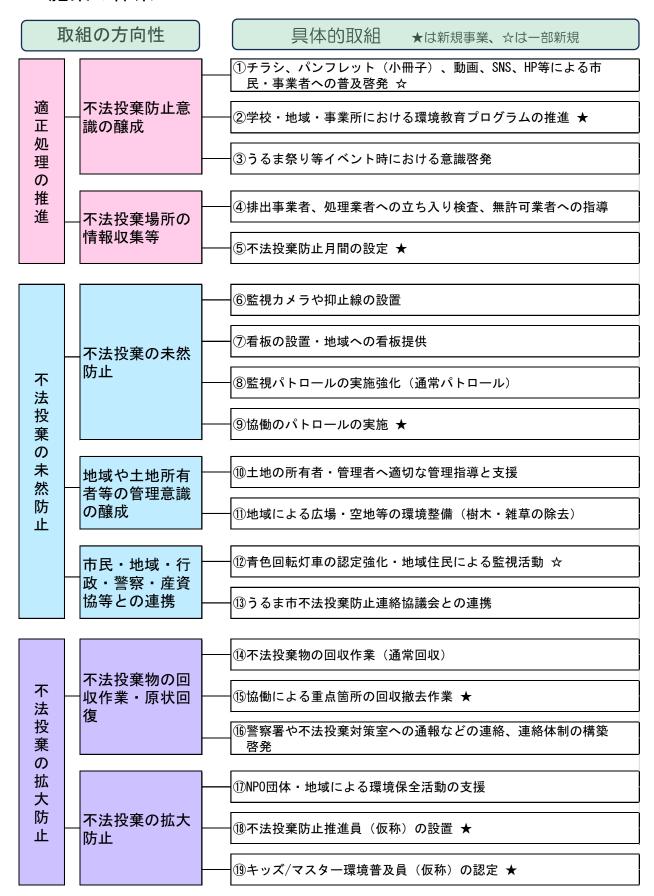
- □不法投棄の未然防止
- □地域や土地所有者等の管理意識の醸成
- □市民・地域・行政・警察・産資協等との連携

#### ③不法投棄の拡大防止

第3は、不法投棄の早期発見、早期対応による拡大防止、並びに迅速で適正な原状回復・回収処理です。これには、地域社会を含めた清掃活動も連携して実施することが効果的であるとされます。

- □不法投棄物の回収作業・原状回復
- □不法投棄の拡大防止

### 2 施策の体系



### 3 具体的取組

### (1) 適正処理の推進

#### ア)不法投棄防止意識の醸成

		① チラシ、パン	ンフレット(小	ト冊子)や動画	I、SNS、HP 等	による市民・	事業者への			
具	体的取組	普及啓発	一部新規】							
	石级市场	・SNS、HP、LINE などを活用し、ごみの適正処理方法に関する周知を推進する。								
H	取組内容	・小冊子を作成	し、各家庭・	市内の関連事	業所に配布すん	る。				
		・法律の意識が	低い。環境モ	ラル(倫理)	が不十分な状況	況が見られる。				
現	状と課題	・チラシの配布	を実施。							
		・パンフレット	(小冊子)の	配布を検討						
・SNS 等での発信:年3回程度(ごみゼロの日がある5月、ごみが多く排出										
具	実施時期	12月、3月な	ど)							
体		・チラシ、パン	フレット等は	適宜実施						
的な	実 施 者	• 不法投棄対策	室・環境政	策課						
内	実施場所	・うるま市全域								
容	実施方法	・小冊子(チラ	シ・パンフレ	ット等) にはフ	下法投棄の環境	竟・社会的影響	るも織り込み、			
	<b>夫</b> 肔刀法	地域で監視し	ていることや	罰則なども強	調する。					
F	周知方法	・市の広報誌に	て、SNS・動画	画等の案内やチ	ニラシ・パンフ	'レットを掲載	する。			
作業項目 R7 年度 R8 年度 R9 年度 R10 年度 R11							R11 年度			
1	作業工程	・小冊子等	作成・印刷	適宜配布 🗖						
	(概要)	• 啓発用動画	イベント等	沙沙	状況により	外体中长	<b>◇</b> ₩⟨去+₩			
		• SNS、HP アッフ°	実施・継続	継続実施	適宜修正	継続実施	継続実施			





具	体的取組	② 学校・地域・事業所	fにおける環	境教育プロク	ブラムの推進	【新規】				
耳	<b></b>	・市内の学校や自治会にて、3R推進や不法投棄に関する環境教育を実施する。 ・環境教育プログラムの作成。								
現状と課題 ・市内で統一した環境教育プログラムがない (環境基本計画より)										
具	実施時期	・年 1~2 回程度実施 (	・年 1~2 回程度実施(例:夏休み、12 月ごろ)							
体	実 施 者	・不法投棄対策室 ・ F	環境政策課	・教育委員	会					
的な・	実施場所		・うるま市内の小中学校 ・要望している自治会・公民館、事業所、他							
内容	実施方法	・地域のごみ拾い+室  ・取組「⑩キッズ等環境				<b>靖座など</b>				
Ā	<b>哥知方法</b>	・市の広報誌、各地区の ・スクリレアプリで周知 ・うるま市役所公式 LI	却・募集	らま市 HP で周	別知・募集					
		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度			
A	作業工程									
1	(概要)	・学校への普及啓発								
・地域への普及啓発       連絡調整       実施         ・事業所への普及啓発       ・事業所への普及啓発										

#### 【コラム4:ナッジによる不法投棄・ポイ捨て防止・・・? (その1)】

#### <不法投棄・ポイ捨てはダメ>

不適切な場所にごみを廃棄する不法投棄やポイ捨ては、街の景観や治安の悪化に加え、河川や海 洋汚染を引き起こして川や海の生きものに悪影響を与えるといった環境上の問題に、ひいては健康 上にも問題なると指摘されています。また、適切な分別をせずにごみを廃棄することも、本来リサ イクルできる貴重な素材の損失につながるため、やめなければなりません。

#### <わかっていてもつい···「態度と行動のギャップ」>

ポイ捨て行動に関して、9割もの人が懸念を表明しているものの、3割以上が道路や公園などにポイ捨てをしているという報告があります。つまり、多くの人が「ごみは適切に捨てなければならない」という態度を持っているにもかかわらず、実際はポイ捨てをしているということです。このように、態度と行動にズレがあることを「態度と行動のギャップ(attitude-action gap)」と呼びます。

では、このような態度と行動のギャップがある場合に、望ましい行動を実行してもらうにはどうすれば良いのでしょうか。みんなでアイデアを出し合い、考えてみましょう。

具体	本的取組	③ うるま祭り等イヘ	ベント時にお	ける意識啓発	Š					
		・市主催のイベント	でごみ分別の	の徹底やポイ	捨て・不法技	<b>公棄禁止の呼</b>	びかけを実			
取	組内容	施。								
		・市主催の環境展、生涯学習フェスティバル等での実施。								
現物	犬と課題	・ごみの持ち帰りは	推奨したいか	ぶ、ポイ捨て	のもとになる	可能性がある	5.			
具	実施時期	<ul><li>イベントに合わせ</li></ul>	て適宜実施							
体的	実 施 者	• 不法投棄対策室	不法投棄対策室・環境政策課・教育委員会							
な	実施場所	・各イベント会場								
内	<b>+</b> +++	・不法投棄に関する	資料•動画等	等の展示出典						
容	実施方法	・一般廃棄物・不法	投棄削減のク	7イズや簡易	ワークショッ	プ等の実施				
周	知方法	・市の広報誌や市の	公式 LINE な	どで周知						
		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度			
		・うるま祭り展示	展示 💻							
作	業工程	・生涯学習フェス								
(	概要)	ティバル展示	展示 🚃							
		<ul><li>その他のイベン</li></ul>	リサーチ	*						
		<b>F</b>	展示	000000000000000000000000000000000000000	200000000000000000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	<b>&gt;</b>			

※ は、確定できない予定期間とします。

【コラム5:ナッジによる不法投棄・ポイ捨て防止・・・? (その2)】

<ナッジチェックリスト:EAST>

人間の心理特性をふまえて自発的な行動変容を促す手法に「ナッジ (nudge)」があります。 ナッジの原則としてよく知られているのが、「EAST (イースト)」です。EAST は、Easy、Attractive、 Social、Timelyの頭文字を取ったもので、ナッジの要素が大まかに4つに分類され、重要な要素が 凝縮されています。

#### Easy

- ・簡単にできるようになっているか?
- ・手間がかからないか?
- ・情報量が多すぎないか?

#### Social

- ・社会規範を利用しているか?
- ・多数派の行動を強調しているか?
- ・ 互恵性に訴えかけているか?

#### Attractive

- ・魅力的なものになっているか?
- ・人の注目を集めるか?
- ・面白いか?

#### Timely

- ・タイミングよく働きかけているか?
- ・フィードバックは早いのか?
- ・事前に対処計画を作成しているか?

### イ)不法投棄場所の情報収集等

具	体的取組	④ 排出事業者、	処理業者への	立ち入り検査	、無許可業者	への指導			
耵	<b>文組内容</b>	<ul><li>・必要に応じた立入検査の実施等を行い、産業廃棄物の適正処理を推進する。</li><li>・産業資源循環協会が実施している「産業廃棄物の処理に関する研修会」の案内を 市広報等に掲載、市内業者間に周知し参加を促進する。</li></ul>							
・廃家電製品など適正に処理されていない状況がある。 ・法律の不理解、法律順守の意識が低い場合がある。									
具	実施時期	・必要に応じ適宜	・必要に応じ適宜実施						
体的	実 施 者	• 不法投棄対策室	・環境政策	き課 ・産業資	資源循環協会				
な	実施場所	・うるま市域内							
内容	実施方法	・立ち入り検査に ・産業廃棄物の処					たる。		
居	<b>引知方法</b>	・情報収集等は、 ・廃棄物の処理に					-		
11	L 44 TD	作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		
	作業工程 (概要)	・情報提供収集 ・立ち入り検査	適宜実施 ■ 適宜実施 ■						

#### 【コラム6:ナッジによる不法投棄・ポイ捨て防止・・・? (その3)】

#### <事例1 入れたくなるごみ箱>

大阪大学の松村真宏教授は、バスケットボールのゴールをごみ箱に取り付ける仕掛けを考案しました。

仕掛けの特徴は、ごみを捨てて欲しい設置者と、ご みをボールに模してシュートしたい利用者で異なる 目的をもつ「目的の二重性」をねらったものです。

類似の事例に、英国の HUBBUB による投票式の吸い 殻入れがあります。



バスケットボールのゴールという「仕掛け」を設けたごみ箱(松村真宏教授ウェブサイトより)

#### <事例 2 感謝メッセージ(Social) >

日本コカ・コーラでは、ペットボトルのラベルに感謝メッセージを記載しています。

「リサイクルしてね」「ありがとう」と互恵性に訴えかけるラベル

 $(PR TIMES より) \rightarrow$ 

# リサイクルしてね いつもありかとう。またよろしくね 100%リサイクルペット

具	体的取組	⑤ 不法投棄防止月	間の設定	【新規】				
В	D組内容	・年1回程度のポスター(一般や学校にポスターや標語を作成してもらう)の提示 や啓発イベントの実施。						
-4	以加口,	・撤去活動やパトロ	0	て実施する。				
現	状と課題	・不法投棄箇所が	234 箇所ある。	)				
具体	実施時期	・候補案:5月、1	・候補案:5月、12月					
的	実 施 者	・不法投棄対策室	・環境政策	課				
な 内	実施場所	・市内全域						
容	実施方法	・月間に合わせて行	各種イベント	(3 者協働に	よるパトロー	ルや撤去作業	)の実施	
原	周知方法	・月間の設定(不済	去投棄防止連	絡協議会等に	て選定)			
1	作業工程	作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
	(概要)	・防止月間の設定	検討	<b></b>	設定・実施		<b>&gt;</b>	

<sup>※</sup> は、確定できない予定期間とします。

#### 【コラム7:廃棄物の分類】

廃棄物(固体・液体・不要物など)は、事業者から排出される廃棄物 20 種を「産業廃棄物」といい、それ以外の廃棄物を「一般廃棄物」と言います。また、一般廃棄物には「事業系ごみ」と「家庭系ごみ」があります。

#### <産業廃棄物の分類(20種)>

#### ◆事業活動に伴うもの◆



#### ◆特定の事業活動に伴うもの◆



例:紙製造業・印刷出版業から排 出される紙類は産業廃棄物と されます。

\*印の物や感染性産業廃棄物、PCB 廃棄物、アスベスト等は**特別管理産業廃棄物**とされます。

資料:沖縄県環境整備課(沖縄県の産業廃棄物の今と未来)より改変

# (2) 不法投棄の未然防止

### ア)不法投棄の未然防止

具	体的取組	⑥ 監視カメラや抑止	上線の設置					
I	・監視カメラ(ダミーも含む)を増設(年 5~10 台の増加)し、重点地点に設る。 ・カメラ台数に限りがあるため、重点地点でも、一定期間、不法投棄が確認でかった地点(効果確認)においては、半年をめどに別の地点に移動を検討す・不法投棄多発地点に関しては、道路の入口・出口の2か所に設置するなど、投棄行為者を特定できる手法も検討する。 ・抑止線や張り紙の効果は有効と思われるので、必要に応じて・抑止線や柵な設置を検討する。							
現状と課題 ・抑止効果は高いとされるが、高額である。 ・監視カメラの盗難、破壊・破損がある。								
具	実施時期	・周年において適宜	実施					
体的	実施者	• 不法投棄対策室						
な 内	実施場所	<ul><li>・常習箇所、重点監</li><li>・不法投棄が想定さ</li></ul>						
容	実施方法	・一か所半年から数	年の間隔で移	多動設置する				
Į.	周知方法	・広報等で周知						
1.	作業工程	作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
	(概要)	・カメラ設置・移動・抑止線の設営	適宜実施■				<b>→</b>	





カメラ設置状況とカメラ設置案内看板

具	体的取組	⑦ 看板の設置・均	也域への看板技	是供					
		・看板等の設置に	よる抑止効果	は有効と判断	されているの	で、看板の貸	与を含めて、		
耳	<b>Q組内容</b>	設置数を増加する(年 10 箇所程度増加)。							
		・「監視カメラ作動	か中」の看板も	抑止効果はあ	ると判断され	るので、増加	を検討する。		
		・看板設置による	抑止効果は高	いとされるが	、まれに看板	反を無視した丼	と 乗が発生し		
珥目	状と課題	ている。							
坑	1人C林煜	・環境教育等によ	るモラルの向	上が必要とさ	れる。				
		・看板等が破損し	た箇所もある	0					
В	実施時期	・周年、適宜実施	・周年、適宜実施						
具体	実 施 者	• 不法投棄対策室							
的		・常習箇所、重点監視地点、注意箇所を中心に、地域監視地点では地域の要望に応							
な	実施場所	じて設置する。							
内		・破損した看板は	、適宜取り換	える。					
容	<b>中长十</b> 3	・監視カメラ、抑	止線の設置と	合わせて設置	する。				
	実施方法	・地域からの要望	に応じて設置	する。					
厅	周知方法	・チラシ、パンフ	レット(小冊	·子)、自治会ì	連絡会等で周囲	知			
作業工程		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		
1	(概要)	・看板の設置	適宜実施 ■						
	(170 × /	・地域等の調整・	迎且天ル ┗						









看板·貼紙各種

具	体的取組	⑧ 監視パトロールの	の実施強化(	通常パトロー	·ル)			
耳	<b>Q組内容</b>	<ul><li>夜間パトロールの</li></ul>	実施					
現	状と課題		<ul><li>・パトロールによる監視は夜間実施が有効的とされる。</li><li>・現在、夜間パトロールは警備会社に委託して実施している。</li></ul>					
具	実施時期	・周年を通して適宜	(週数回程度	E) 実施				
体	実 施 者	• 不法投棄対策室	• 不法投棄対策室					
的な	実施場所	・市全域を対象とす	るが、常習筐	所、重点監視	見地点、注意	箇所等を中心	に実施	
内容	実施方法	・警備会社への委託 ・青色回転灯車両に		_	ト)実施者と	連携する。		
Į.	<b>周知方法</b>	・広報誌による実施	状況を普及					
ſ	作業工程	作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
	(概要)	<ul><li>通常パトロール</li></ul>	適宜実施 ■				$\rightarrow$	









「ごみゼロの日」パトロール出陣式及びパトロール状況(R6年6月11日)

具	体的取組	⑨ 協働のパトローノ	⑨ 協働のパトロールの実施						
I	取組内容	・市民、事業者、行	政、警察によ	こる協働パトロ	コールの実施	• 強化			
		・実施は、昼間とし、年1~2回程度実施する。							
IE	状と課題	・事業者、一般市民	の参加が弱い	<b>\</b> 0					
<u> </u>	3人 C 味趣	・交通の安全を確保する。							
具	実施時期	・ごみゼロの日(5)	月 30 日) に名	合わせた 5~6	月並びに 12	月に実施(う	学定)		
体	実 施 者	• 不法投棄対策室	• 警察 • 市	万内事業者	・ 市民の有志				
的	実施場所	・市全域を対象							
な		・不法投棄防止普及をねらって、昼間に実施する。							
内	実施方法	・出発には普及啓発をねらって、セレモニーを実施する。							
容		・重点地点を中心に	、2~3 コース	スに分けて 3	時間程度実施	する。			
J	<b>周知方法</b>	・市の広報誌							
	<del>佐</del> 安 구 和	作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		
1	作業工程	・協働パトロール	<i>→</i> + <i>/</i> -						
	(概要)	(昼間)	実施 💻						

#### 【コラム8:家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)について(その1)】

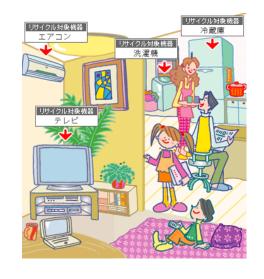
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法) は、家庭や事業所から排出される廃家電の収集・リサイクルを適正かつ円滑に実施するためのリサイクルシステムを確立し、廃棄物の適正な処理および資源の有効な利用の確保を図ることで、生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定され、2001 (H.13) 年4月より施行されました。

#### <対処となる品目>

エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ、有機 EL: R5 年 12 月追加)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類 乾燥機は、家電製品に使われている資源を再利用し、廃棄物を削減することを目的に制定された「家電リサイクル法」により、処分やリサイクルの方法が定められており、製造業者・小売業者・排出者(家電製品を捨てる人) それぞれが使われなくなった家電製品の取扱いについて義務、責務を担っています。

なお、パソコンや電話機などの小型家電は含まれず、「小型家電リサイクル法」によって定められます。

参考資料:(一財)人家電製品協会



### イ) 地域や土地所有者等の管理意識の醸成

具	体的取組	⑩ 土地の所有者・	管理者へ適切	切な管理指導の	と支援			
I	<b>仅組内容</b>	<ul><li>・土地の所有者・管理者に対し、電話・文書等による剪定・除草の適正管理指導。</li><li>・不適正管理が長期化している事案に対しては警察などの関係機関と連携し、改善できるまで指導。</li><li>・全自治会への土地の適正管理に向けたチラシ回覧。</li></ul>						
現	状と課題	<ul><li>・不法投棄の撤去 ある土地の所有</li><li>・自己所有の土地 い。</li><li>・土地の所有者が できない状況で</li></ul>	者が負わざる にある森林・ 特定 (不明)	を得ないこと繁み等におい	が意識されて、対応・対	ていない。 対策がほとんと	どされていな	
具	実施時期	・地域自治会等と	連携して、適	宜実施。				
体的	実 施 者	• 不法投棄対策室	• 警察 •	市内事業者	・市民(土地	也所有者)		
な	実施場所	・市全域対象(私	有地)					
内容	実施方法	・地域自治会と連 ・撤去・回収にあ		,,,,	0			
F	<b>周知方法</b>	・広報・小冊子等	による法律の	徹底、普及啓	発			
		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
ſ	作業工程 (概要)	<ul><li>・土地所有者の</li><li>リサーチ</li></ul>	適宜実施 🚾				$\Rightarrow$	
	(1 <b>%</b> & /	・土地所有者と の調整	適宜実施 🔤					

※ は、確定できない予定期間とする。





私有地に投棄された不法投棄物

具	体的取組	⑪ 地域による広場	場・空地等の斑	環境整備(樹	木・雑草の除っ	去)	
・広場・空地や公道の草刈り・樹木枝の剪定・除去など見通しがよくなる野は、不法投棄防止にも効果的であるので、地域清掃活動の支援(活動経費など) ・地域清掃活動へのボランティア袋などの支給を行う。							
・樹木の伐採や除草など実施されている地域では、不法投棄が少ない傾向がある 現状と課題 防犯的にも効果があるとされる。 ・地域実施が困難な地点もある(地域差がある)。							頁向がある。
具体	実施時期	・地域ごとの実施	計画による				
的	実施者	• 不法投棄対策室	• 環境政策	課 ・市民協	ß働政策課 ·	公園整備課	
な内	実施場所	・地域ごとの実施	計画による				
容	実施方法	・地域ごとの活動	による				
Ji	問知方法	・市の広報誌、HP	による普及暦	<b></b>			
1	作業工程(概要)	作業項目 ・地域環境整備 活動の支援	R7 年度 適宜実施 ■	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度

#### 【コラム9:家電リサイクル法について(その2)】

#### <家電リサイクル券>

家電 4 品目の廃棄には、排出者、小売業者、製造業者等の役割の円滑な遂行を可能とするため、 リサイクル料金の回収・支払いと特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)が必要です。

#### <同品目の新しい製品に買い替える場合>

新しい製品を購入するお店に引取りを依頼しましょう。お店ごとで引取り方法が異なるため、お店にお問合せください。

#### <買替えではなく処分のみの場合>

処分する製品を購入したお店に引取りを依頼しましょう。お店ごとで引取り方法が異なるため、 販売店にお問合せください。

購入したお店がどこであったか分からない場合などは、お住いの市区町村の案内する方法によって処分します。また、上記のほかにも、郵便局振込方式で料金を支払い、指定引取場所に直接持ち込む方法などもあります。なお、事業所(会社)で使用していた家電4品目(家庭用機器)の引取りについては、処分する家電4品目を「購入した」又は「買替えする」お店に引取りを依頼するという点は同じですが、それ以外の場合の扱いについては、販売店などに相談してください。

# ウ) 市民・地域・行政・警察・産資協等との連携

具	体的取組	⑫ 青色回転灯車両の	認定増加・地	地域住民によ	る監視活動	【一部新規】			
Ē	<b></b> 短組内容	<ul><li>・地域の防犯・保全管を目指す。</li><li>・不法投棄は主に夜間・地域(自治会や市員車両を登録し、昼間み)する。</li></ul>	引に起こるた R)による「	め、夜間パー 不法投棄パー	、ロールが有る	効とされる。 のステッカー	・を装着した		
	.15 1 = EE EE	<ul><li>・トラブル対応のマニュアル・ルールを取り決め・指導する。</li><li>・青色パトロールカーは、原則、防犯対策を目的とする。</li></ul>							
	状と課題	,, —	-は、原則、	防犯対策を目	的とする。				
具	実施時期	・周年、適宜実施							
体	実 施 者	・警察 ・不法投棄対	・警察 ・不法投棄対策室 ・地域/市民 ・沖縄県産業資源循環協会						
的	実施場所	・市全域							
な内容	実施方法	・青色パトロール車に ・個人所有の車両への ・パトロールやトラフ	ンステッカー	装着は、不法	<b>。</b> 投棄対策室	と調整する。	<b>する</b> 。		
J	周知方法	・市の広報誌による							
		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		
		・青パトの認定増加	検討	増加	適宜増加■		<b>———</b>		
1	作業工程(概要)	・車両ステッカーの 装着増加	検討	適宜増加■					
	(似安)	<ul><li>・市民による監視活動のマニュアル・ ルール作り</li></ul>	検討•作成	配布 💻					



青色回転灯車両(青パト)



地域活動風景

具	体的取組	③ うるま市不法投資	<b>東防止連絡協</b>	議会との連携					
Į	<b></b>	・三者協働パトロー	<ul><li>・不法投棄の未然防止のための関係団体との情報共有を共有する。</li><li>・三者協働パトロールの実施(スケジュール、コース等の検討)</li><li>・パトロール時のルール・マニュアルづくり等の検討</li></ul>						
現	状と課題	<ul><li>・各組織(メンバー</li></ul>	)の意思統-	- ・調整が必要	Ę.				
具	人们的								
体的	実 施 者	• 不法投棄対策室	<ul><li>・不法投棄対策室</li><li>・市役所庁舎内、他</li></ul>						
かな	実施場所	・市役所庁舎内、他							
内容	実施方法	・協議会メンバー案 協会、地域代表、		<b>计</b> 策室、環境。	汝策課、警察	、保健所、産	業資源循環		
Į.	問知方法	・メール、文書にて通知							
		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		
		• 情報共有							
1	作業工程	・パトロールのス ケジュール	検討・調整 適宜実施 ■						
	(概要)	・ルール・マニュア ル作り	検討・調整 作成	適宜修正			<b></b>		
		<ul><li>協議会の開催</li></ul>	適宜実施 ■				$\Rightarrow$		

※ は、確定できない予定期間とする。

#### 【コラム 10:小型家電リサイクル法について(その1)】

#### <小型家電リサイクル法制定の背景>

小型家電 (携帯電話、デジタルカメラなど) には、鉄、アルミ、金、銀、銅やレアメタルなど、有用金属が多く含まれ、「都市鉱山」と称されています。一方で、鉛などの有害な物質を含むものもあるため、小型家電の廃棄物は適正な処理が必要とされています。このような背景から、家電リサイクル法に続いて、2013 (H. 25) 年4月1日に「小型家電リサイクル法」が制定されました。

#### <対象 28 類型品目>

①電話機・FAXなど	②携帯電話・PHS・ACアダ プターなど	③ラジオなど	④デジカメ・ビデオ・DVD レコーダーなど	⑤デジタルオーディオプ レーヤー・ステレオなど
161ハソコンパと	⑦ハードディスク・USBメ モリーなど	⑧プリンターなど	⑨ディスプレイなど	⑩電子書籍端末など
⑪電動ミシンなど	⑫電動ドリルなど	⑬電卓など	<b>⑭</b> ヘルスメーターなど	⑮電動式吸入器など
	⑰炊飯器・電子レンジなど	⑱扇風機・除湿器など	⑲アイロン・掃除機など	<b>20こたつ・電気ストーブな</b> ど
②ヘアドライヤー・電気カ ミソリなど	②マッサージ機など	30ランニングマシーンなど	②電気芝刈り機など	∞照明器具など
1(26)テンタル開発されたと	②キーボード・エレキギ ターなど	<b>⊗</b> ゲーム機など		

### (3) 不法投棄の拡大防止

#### ア) 不法投棄物の回収作業・原状回復

具	体的取組	4 投棄物の回収作業	業 (通常回収)	)				
耳	<b></b>	・適宜、撤去・回収作業を実施する(通常回収)。 ・新規に不法投棄を確認した場合、所有者の確認を行う。一般には所有者を特定できない。そこで、撤去勧告の張り紙を提示した後、数週間後、撤去の有無確認のうえ、代執行する。 ・放置車両等に関する現場調査を行う。						
・不法投棄は、家電製品、プラスチック類が多い ・道路脇のポイ捨ても多い。 ・回収・除去は、新規の投棄箇所も含めて年 60~ でいる。						程度のペース	で適宜進ん	
具	実施時期	• 周年、適宜実施						
体	実 施 者	・不法投棄対策室・環境政策課						
的な	実施場所	・市全域を対象とするが、常習箇所、重点監視地点、注意箇所等を中心に実施 ・地域の要望についても対応する。						
内容	実施方法	・回収計画に基づき ・地域情報やパトロ ・可能な限り、回収	ールによって			優先して回収	<b>する。</b>	
F	周知方法	・年間の回収・撤去	量を市の広執	設誌で発表				
1	允 <del>쌓</del> ㅜ チㅁ	作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	
1	作業工程 (概要)	・投棄場所の確認 ・通常の回収作業	適宜確認					

#### 【コラム11:小型家電リサイクル法について(その2)】

#### <回収方法>

回収方法は市町村ごとに定められていますが、以下の4つの方法があります。

ロボックス回収:公共施設、家電量販店、小売店等に回収ボックスを設置して回収

**ロステーション回収**: ゴミ回収場所で資源回収と合わせて回収

**ロイベント回収**:イベント開催の期間に限定して回収

ロピックアップ回収:排出された不燃ゴミ等の中から清掃工場等で選別回収

※品目によっては費用がかかる場合があります。

※うるま市では、イベント回収も実施する時がありますので、広報等で確認ください。

#### <再資源化の実施(処分の実施)>

認定事業者など(確実・適切なリサイクルの実施について国が認定した事業者)が実施します。

小型家電に限らず、不要になった家電製品を処分するときは、廃棄物処理法の許可を得ていな い無許可の不用品回収業者には絶対に依頼しないでください。

具	体的取組	⑤ 協働による重点	⑤ 協働による重点箇所の回収撤去作業 【新規】							
・年1回程度、市民、事業者、行政、警察を含めた協働による撤去・施する。  ・不法投棄削減のためのデモンストレーション(普及啓発)の一環と・⑰の NPO 団体・地域による環境保全活動との取り組みとも連携する・不法投棄物の回収に係る経費・エネルギー投与量を実感し、PR する							Eえる。			
・不法投棄は家電製品が最も多いが、中部北環境施設組合では処分できた。 ・プラスチックや一般ごみも多いが、分別作業が必要。 ・南風原地区バンジョガニ海岸での回収作業例あり。						ない。				
具	実施時期	年1回程度(11~12月頃)								
体 実施者 ・不法投棄対策室 ・警察 ・市内の事業者 ・市民有志 ・NP0 団							本等、他			
的な	実施場所	・半日程度で作業できる箇所を選定								
内容	実施方法		・作業経費の積算等を表示する。結果を広報等で報告する。 ・不法投棄の実績量(目視体積と実態重量等)を測定し、相関を解析する。							
J.	周知方法	・市の広報誌 :	実施地区の公	民館たより(	(仮称例) 等					
		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度			
1	作業工程 (概要)	・常習箇所地点 ・重点監視地点 ・注意箇所地点 ・地域監視地点 ※数量目標は、次 目標:通常回収			でして 10% の答	<b>ボで同</b> 収する				

※ は、確定できない予定期間とする。





地域との連携による回収活動状況 (バンジョウガニ清掃: R5 年度)

具	体的取組	⑥ 警察署や不法投棄対	⑤ 警察署や不法投棄対策室への通報などの連絡、連絡体制の構築、啓発							
耳	<b></b> 紅内容	<ul><li>・不法投棄通報マニュアルを作成・提示する。</li><li>・広報への掲載による啓発</li></ul>								
現状と課題 ・通報する側の意識に程度差がある(法律の理解・意識があい ・通報に対するトラブルの発生も予想される。 ・通報・情報提供は自治会長等からが多く、個人からの通報例						,	۷۱ <sub>°</sub>			
具	実施時期	・周年、適宜実施								
体	実 施 者	・不法投棄対策室 ・DX 推進課								
的な	実施場所	・うるま市全域対象								
内容	実施方法	・小冊子に不法投棄通報のマニュアルを記載 ・状況により、公民館や事業所等で説明会を開催する。								
<ul><li>・広報への掲載による啓発</li><li>・公民館・事業所向け説明会開催案内は、適宜周知</li></ul>										
		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度			
f	作業工程(概要)	<ul><li>・マニュアル作り</li><li>・広報・普及啓発</li><li>・地域説明会の実施</li><li>・事業所説明会の実施</li></ul>		適宜修正			<b>&gt;</b>			

※ は、確定できない予定期間とする。

#### 【コラム 12:プラスチックごみ問題】

現代社会においてプラスチックはなくてはならない樹脂製品で、レジ袋から電化製品等の本体、 容器包装、ひいては洗剤等の材質成分まで、ありとあらゆる材料・材質の多くを占めており、極め て利便性の高い物質で、生活に、産業活動にと、必要不可欠な材質となっています。

一方で、不要になった(リサイクルを含む)廃棄物の多くをプラスチックが占めており、ポイ捨て、不法投棄においてもプラスチック類が多数を占めているという環境問題があります。

#### <海洋プラスチック問題>

環境中に流出したプラスチックのほとんどが最終的に行きつく場所が「海」です。既に世界の海に存在しているといわれるプラスチックごみは、合計で1億5,000万トンと推計さています。そこへ少なくとも年間800万トンが、新たに流入していると推定されており、プラスチック製品による海洋生物への影響が指摘されています。



ウミガメに絡みつく漁網

### イ) 不法投棄の拡大防止

具	体的取組	⑪ NPO 団体・地域による環境保全活動の支援							
		・市内で活動する NPO 等市民グループや地域活動する環境保全活動を支援する。							
н	<b>[</b> [[] [[] [[] [[] [] [] [] [] [] [] [] []	・市内の NP0 等環境	竟保全活動団	体のリストを	作成する。				
Я	以祖内台	・各地域・団体は、	不法投棄対	策に特化せず	、環境保全活	:動の中で、7	二法投棄問題		
		やごみ処理問題は	こついて関連	活動として展	開する。				
IB	状と課題	・環境保全活動の	費用の捻出に	苦慮している	NP0 団体や地	!域は多い。			
坑	1人C 床烟	・不法投棄に特化	・不法投棄に特化した環境保全活動は、市民の参加が少ないと思われる。						
	実施時期	・周年の活動を期待する。							
具	実 施 者	・環境政策課・不法投棄対策室							
体	実施場所	・市全域を対象とする。							
的		・支援には、情報の提供、各種活動助成団体が実施する支援内容を紹介し、必要に							
な・		応じて申請へのアドバイス等を行う。							
内	実施方法	・ボランティア袋の支給を行う。							
容		・不法投棄物の分別の指導を行うとともに、回収の方法を調整する。							
		・事業資金の確保は	こついては、	クラウドファ	ンディング方	式も検討する	) <sub>o</sub>		
F	問知方法	・市の広報誌、うる	るま市のHP(	(SNS 等)					
4	 作業工程	作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		
	(概要)	・地域活動支援							
(概安)									





### 【コラム13:マイクロプラスチックについて】

マイクロプラスチックとは、プラスチックが砕かれ、直径が 5mm 以下のプラスチックのことです。マイクロと名前が付いているものの、マイクロメートル (1 マイクロメートル=0.001mm) サイズのプラスチックだけのことを意味しておらず、1mm 程度から 5mm まで肉眼で見える範囲のものも存在します。



撮影:中村倫明

具	体的取組	双組 ® 不法投棄防止推進員(仮称)の設置 【新規】							
I	取組内容	棄監視員(仮称)」	法投棄撲滅に関心のある地域の市民・事業所職員から「不法投 を設置し、担当地区を月2回程度のパトロールを実施。 ペト)の認定事業と連携する。						
現状と課題 ・ 法律の意識が低い。環境モラルが不十分である。 ・ 青色パトロール車が不足気味である。									
	実施時期	・周年(令和 7~8 年)	・周年(令和7~8年度にかけて発足)						
具	実施者	· 不法投棄対策室 ·	<ul><li>・不法投棄対策室 ・環境政策課</li></ul>						
体	実施場所	・全市域対象							
的な内容	実施方法	・地域やNPO等で活動している市民等から募集する。 ・活動報告書を提出(報酬の有無については要検討) ・青色パトロール車の認定(選定:具体的取組の⑫青色回転灯車両の認定増加・地域住民による監視活動と連携) ・事業資金の確保については、クラウドファンディング方式も検討する。							
周知方法・市の広報誌、市の HP で募集									
作業工程(概要)		<ul><li>作業項目</li><li>・カリキュラム作成</li><li>・推進員募集</li><li>・研修・認定</li></ul>	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		

※ は、確定できない予定期間とする。





### 【コラム 14:空中にもあるマイクロプラスチック】

気象台や研究機関によると空中からもマイクロプラスチック (5 マイクロメーター以下の微細なプラスチック) 確認され、呼吸によって人体や陸生動物にも影響が懸念されています。健康への影響度合いは不明ですが、放置され、劣化したプラスチックごみなどが要因とされるので、不法投棄やごみのポイ捨てを撲滅する必要があります。

具	体的取組	⑨ キッズ/マスター環境	竟普及員(仮 6	称)の認定	【新規】				
		<ul><li>不法投棄等の環境問題</li></ul>	<b>運に関心のあ</b>	る児童(4 년	F生以上)・ <i>生</i>	生徒・大学生	等の若年者		
		から募集し、年齢に応じた環境教育の研修(4時間から2日間程度)を実施し、修							
耳	<b>反組内容</b>	了者を「キッズ環境普及員」として認定する。							
		・認定された普及員は、友人や地域・社会の人にポイ捨て、不法投棄防止、ごみ問							
		題、その他の環境問題	題を普及啓発	する。					
		・法律の意識が低い。5	環境モラルか	ぶ不十分であ	る。				
現	状と課題	・若年者のポイ捨てがし	目立つ。						
90		・若者ほど環境への関	心は高い。行	<b>f動する力が</b>	ある。				
		・若年者は、アイデア	・発想が豊か	である。					
	実施時期	・周年(令和8~9年度	にかけて発	足)					
	実 施 者	· 不法投棄対策室 · ۶	環境政策課	・教育委員	会(社会教育	育)			
	実施場所	• 全市域対象							
		・ジュニアキッズ環境普及員(仮称)の認定(小学4年以上):私たちの生活とごみ、							
具		ごみや不法投棄の話、ごみの影響、分別の方法などをテーマに、休日の数時間程							
体		度(おやつ含む)講話とワークショップを行う。修了者に認定証を授与する。							
的		・シニアキッズ環境普別	及員(仮称)の認定(中学生): なぜ起こる不法投棄、不法投						
な		棄防ぐには、ごみと均	と地球環境などをテーマに休日の6時間程度(昼食を含む)の						
内	実施方法	講話とワークショップを行う。修了者に認定証を授与する。							
容		・マスター環境普及員(仮称)の認定(高校・大学生以上):ごみと不法投棄、地域							
		環境と地球環境の課題、どうすれば不法投棄を削減できるか、他者に対する指導							
		の仕方、ナッジによる環境保全の推進等について、協議、ワークショップ、レポートナス、実体は関はエロバナミの見程度、修了者に到立さればによる							
		ートする。実施時間は1日半から2日程度。修了者に認定証を授与する。							
		・事業資金の確保については、クラウドファンディング方式も検討する。 ※各レベルの講義内容は仮案である。							
		・市の広報誌、市の旧		) <sub>0</sub>					
F	問知方法	・小・中学校、児童館、		)連絡・調整					
		作業項目	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度		
		<ul><li>・Jキッズプログラム</li></ul>	作成		適宜修正				
		・Sキッズプログラム	作成		適宜修正				
f	作業工程	・マスタープログラム		作成		適宜修正			
	(概要)	 ・小学生向け実施	 募集	認定 ■■■					
		・中学生向け実施	募集	認定■■					
		・高校・学生向け実施		募集•認定					
		・中学生向け実施		認定					

### 4 回収撤去作業のロードマップ

具体的取組「⑭不法投棄物の回収作業(通常回収)」、「⑮協働による重点箇所の回収撤去作業」、「⑰ NPO 団体・地域による環境保全活動の支援」の活動による不法投棄物回収・除去作業のロードマップ並びに数的目標を次に示します。

図表 5-4-1 不法投棄回収作業のロードマップ

監視 区分	作業	区分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	備考
	カメラ設置・監視		7か所以上	7か所以上	7か所以上	7か所以上	7か所以上	全12か所(適宜移動)
常時監視	看板等設置							適宜設置
	パトロー	常時巡回						青パト等月2回以上通常巡回
	ル	住民視察						年2回以上実施(場所検討)
笛		実施個所	0	0	0	0	2	
所	回収 作業	推計体積	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	2. 0	前半は実施しやすい個所
	TF未	推計重量	0. 0	0. 0	0. 0	0. 0	0. 7	
	カメラ説	设置・監視	8か所以上	8か所以上	8か所以上	8か所以上	8か所以上	全21か所(必要に応じて)
	看板	等設置						
重	パトロー	常時巡回						青パト等月1回以上通常巡回
重点	ル	住民視察						年2回以上実施(場所検討)
箇所		実施個所	0	3	3	1	2	
"	回収	推計体積	0. 0	4. 7	9. 9	0. 8	3. 3	  前半は小規模個所を中心に実   **
	作業	推計重量	0. 0	2. 2	5. 1	0. 4	2. 3	施 
	カメラ設置・監視		必要に応					全64か所(必要に応じて)
	看板等設置							地域と調整の上、適宜実施
注	パトロール	常時巡回						地域と調整の上、協働巡回
意		住民視察						年2回以上実施(場所検討)
箇 所		実施個所	2	5	3	6	4	
171	回収	推計体積	0. 0	4. 7	7. 0	8. 0	5. 4	一部、地域監視箇所も合わせ
	作業	推計重量	0. 0	2. 8	4. 2	3. 2	2. 1	て、地域連携で回収
116	カメラ製	と置・監視	必要に応			0. 2	2. 1	
地 域		等設置	要望に応		-			  地域と調整により協働推進
監		地域巡回	メエルル	つ旭丑以	旦			
視箇	ハトロー	地域心が						左2か記い L地世 - NDO生しの
断		実施個所*1	9	3	6	5	E	年2か所以上地域・NPO等との 協働で回収作業を実施
		個所数	11	11	12	12		既回収地点除く187地点より
合	~~~~~~~~~~~	存箇所数	176	165	153	141		目標130地点以下
計回収作		(累積割合)	5. 9%	11. 8%	18. 2%	24. 6%	31. 6%	30%以上目標
	特定地点合計体積*1		0.0	9.4	16. 9	8.8		
		体積(推計) 責回収割合)	0. 0%	9. 4 3. 0%	26. 3 8. 3%	35. 1 11. 1%	45.8 14.4%	 15%以上目標
業		<u> </u>	0.0%	5. 0	9. 3	3. 7		1070以上口际
率		重量(推計)	0. 0	5. 0	14. 3	18. 0	23. 1	
		貴回収割合)	0. 0%	3. 0%	8.4%	10. 6%	13.6%	15%以上目標

<sup>\*1:</sup>地域監視箇所は特定地点に含まないため、回収の体積・重量は推計していない。

# 第5章 計画の推進体制

### 1 計画推進の考え方

不法投棄防止計画の推進は、廃棄物は適正に処理し、不法に投棄しない・ポイ捨てをしないというモラルの確立・普及啓発が重要であり、捨てさせない(不法投棄・ポイ捨てをためらいたくなるような地域の環境整備、監視・パトロールによる不法投棄抑制がポイントとなります。また、不法投棄物の回収や撤去を可能な限り推進し、不法投棄の減少・撲滅を推進します。

#### 【不法投棄防止対策の流れ】

➢普及啓発:モラルの推進・環境保全意識の推進・適正な廃棄物の処理の普及啓発

 $\Downarrow$ 

▶環境整備:不法投棄・ポイ捨てをためらいたくなるような地域環境の整備

1

▷監視・パトロール:三者(行政、警察、関連団体等)協働による監視・パトロールの実施

 $\Downarrow$ 

▶回収・撤去:三者協働による投棄物の回収・撤去

### 2 各主体の役割

基本的方針に沿って、各主体がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して推進します。

#### □市の役割

- ・市行政(不法投棄対策室、他関連組織)は、不法投棄の状況に応じた総合的かつ計画的な施策を 策定・実施するとともに、市民や事業者に対して意識の醸成や活動を促進します。
- ・市は、不法投棄未然防止について率先して取り組むとともに、各主体と連携し、全市的な取組を 推進します。また、広域的な取組が必要な状況については、国や県、近隣自治体等と協力・連携 して対処します。

#### □他行政機関の役割

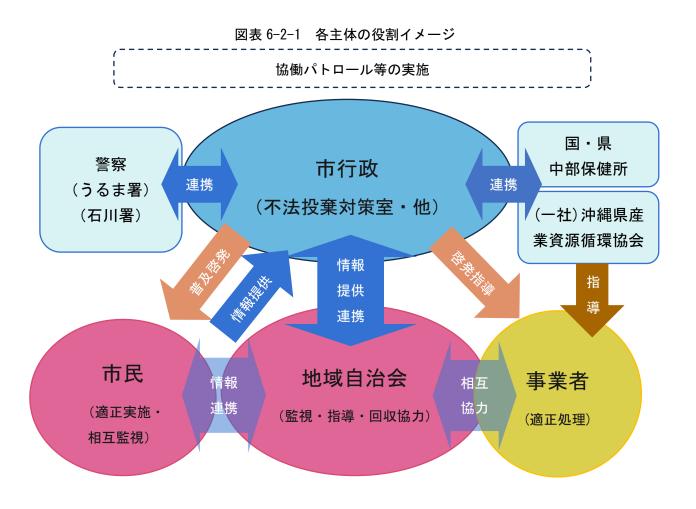
- ・国、県・中部保健所は、管理地の適正管理を行うとともに、市が実施する不法投棄未然防止の施 策に協力・支援し、市民の取組に関して要望等があれば積極的に支援します。
- ・警察は、市や地域が実施する監視パトロールへの協力や青色回転灯車の普及に努めるとともに、 不法投棄の摘発・監視に努めます。
- ・沖縄県産業資源循環協会は、事業者に対して廃棄物の適正処理を推進します。

#### □市民・地域の役割

- ・市民は、地域を構成する一員として、地域における取組への積極的な参加に努めます。
- ・市民並びに地域は、地域の不法投棄の監視に努め、地域づくり組織が実施する不法投棄未然防止 の施策に協力します。

#### □事業者の役割

・事業者も社会を構成する一員として法を順守し、廃棄物適正処理に努めるとともに、地域における取組への積極的に参加し、市や市民が実施する不法投棄未然防止の施策に協力します。



### 3 推進体制及び進捗管理

### 【うるま市不法投棄防止連絡協議会】

本計画の進捗管理及び評価を行うために「うるま市不法投棄防止連絡協議会」を組織し、計画の推進 を確認するとともに、計画推進の評価をおこないます。また、不法投棄防止推進員(仮称)やキッズ/マ スター環境普及員(仮称)の規程、ルールづくりも検討します。

組織の構成(案)は次のとおりとします。事務局は、不法投棄対策室とします。

◎市行政(環境政策課、他)

◎警察(うるま署、石川署)

◎中部保健所

◎ (一社) 沖縄県産業循環協会

◎有識者・学識経験者

◎地域自治会代表

◎市内回収事業者等

◎市民団体等代表

#### 【PDCA サイクルによる進捗管理】

計画を着実に推進するとともに、その実効性を高めるために PDCA サイクルで、評価・管理・見直しを 行います。

# 資料編

○ うるま市不法投棄防止推進計画策定業務 連絡協議会 名簿

# 〇うるま市不法投棄防止推進計画策定業務 連絡協議会 委員名簿

所属	役職	名前
沖縄県中部保健所 環境保全班	主幹	高良 利恵
沖縄県中部土木事務所	主幹	幸地 貞直
沖縄県産業資源循環協会	事務局長	仲山 幸治
沖縄県石川警察署	生活安全課長沖縄県警部	崎山 嗣尚
沖縄県うるま警察署	生活安全課長沖縄県警部	伊禮 豊
うるま市商工会	会長	宮平 孝也
うるま市建設業連合会	会長	石川 祐憲
うるま市建設業者会	会長	大石根 史
うるま市観光物産協会	理事長	瀬名波 良彦
うるま市農業委員会	会長	山口 栄勝
石川城北区	自治会長	伊波 昭
川崎区	自治会長	多嘉良 知英
与那城平安座区	自治会長	上里 敏正
勝連南風原区	自治会長	野島 大雅

### うるま市不法投棄防止推進計画

令和7年(2025)3月

### うるま市不法投棄対策室

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所 西棟地下 TEL 098-923-7682 FAX 098-973-6065

受託者 沖縄環境経済研究所•応用地質共同企業体

